

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第1編 総則 第1章 総 則 第2節 計画の考え方 1 から 3 略 4 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進【P.2】 （前段略） その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局や_____男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する「要配慮者」。以下同じ。）の参画を促進することとする。 また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や_____子育て家庭のニーズに配慮することとする。 第1編 総則 第1章 総 則 第5節 防災機関の業務の大綱【P.7】 1 略 2 自衛隊	第1編 総則 第1章 総 則 第2節 計画の考え方 1 から 3 略 4 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進【P.2】 （前段略） その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局<u>と庁内調整を行うとともに、</u>男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する「要配慮者」。以下同じ。）の参画を促進することとする。 また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や<u>性的マイノリティ、</u>子育て家庭のニーズに配慮することとする。 第1編 総則 第1章 総 則 第5節 防災機関の業務の大綱【P.7】 1 略 2 自衛隊

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案				
機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱	機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
陸上自衛隊 第 3 師団 (第 3 特科隊)		★		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施	陸上自衛隊 第 3 師団 (中部方面特科連隊)		★		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施
3 から 8 略					3 から 8 略				
第 1 編 総則					第 1 編 総則				
第 1 章 総 則					第 1 章 総 則				
第 7 節 相生市の自然					第 7 節 相生市の自然				
(1) 略					(1) 略				
(2) 平均的な気象【P. 14】					(2) 平均的な気象【P. 14】				
ア 気温					ア 気温				
気象観測装置のデータによると、平成 26 年から令和 5 年までの過去 10 年間の平均気温は <u>15.4℃</u> で、近年は 10 年間平均気温より高めの年平均気温となっている。10 年間の最高気温の平均は <u>36.5℃</u> で、最も高かったのは令和 3 年に記録した 38.6℃である。また、10 年間の最低気温の平均はマイナス <u>5.1℃</u> で、最も低かったのは令和 3 年のマイナス 7.3℃である。相生市は瀬戸内気候区に属しているため、気温の変化は緩やかであり温暖である。(平成 26 年及び平成 27 年は上郡アメダスのデータ、平成 28 年から令和 3 年は西はりま消防組合相生消防署設置装置のデータ、令和 4 年以降は相生市役所設置装置のデータ)					気象観測装置のデータによると、平成 27 年から令和 6 年までの過去 10 年間の平均気温は <u>15.7℃</u> で、近年は 10 年間平均気温より高めの年平均気温となっている。10 年間の最高気温の平均は <u>36.8℃</u> で、最も高かったのは令和 3 年に記録した 38.6℃である。また、10 年間の最低気温の平均はマイナス <u>4.9℃</u> で、最も低かったのは令和 3 年のマイナス 7.3℃である。相生市は瀬戸内気候区に属しているため、気温の変化は緩やかであり温暖である。(平成 26 年及び平成 27 年は上郡アメダスのデータ、平成 28 年から令和 3 年は西はりま消防組合相生消防署設置装置のデータ、令和 4 年以降は相生市役所設置装置のデータ)				

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
-----	-----

相生市平成 26 年～令和 5 年の気温

区 分	単位	平成 26 年	略	令和 5 年
平均気温	℃	14.1		16.2
最高気温	℃	34.8		37.8
最低気温	℃	-5.5		-5.9

(グラフ略)

イ 降水量

平成 26 年から令和 5 年までの過去 10 年間の降水量では、最も多い年で平成 27 年の 1,727mm、最も少なかったのは令和 4 年の 890mm である。10 年間の年間降水量を平均すると 1,290.7mm となっている。

また、令和 5 年の降雨量データで見ると、年降雨量 1,327.5mm で 4 月から 9 月にかけて多くの降水量がみられる。近年は、温暖化の影響によるゲリラ豪雨の発生等により、いつ降水量が増えるか予想がつきにくい。4 月から 10 月頃までは、降水量の増加による水害に注意する必要がある。(平成 26 年及び平成 27 年は上郡アメダスのデータ、平成 28 年から令和 3 年は西はりま消防組合相生消防署設置装置のデータ、令和 4 年以降は相生市役所設置装置のデータ)

相生市平成 26 年～令和 5 年の降雨量

区 分	単位	平成 26 年	略	令和 5 年
合計	mm	1,228.0		1,327.5
日最大	mm	91.5		87.0
時間 最大値	mm	48.0		38.5

相生市平成 27 年～令和 6 年の気温

区 分	単位	平成 27 年	略	令和 6 年
平均気温	℃	14.7		16.8
最高気温	℃	37.0		38.4
最低気温	℃	-5.5		-3.5

(グラフ略)

イ 降水量

平成 27 年から令和 6 年までの過去 10 年間の降水量では、最も多い年で平成 27 年の 1,727mm、最も少なかったのは令和 4 年の 890mm である。10 年間の年間降水量を平均すると 1324.6mm となっている。

また、令和 6 年の降雨量データで見ると、年降雨量 1,567.0mm で 3 月から 8 月にかけて多くの降水量がみられる。近年は、温暖化の影響によるゲリラ豪雨の発生等により、いつ降水量が増えるか予想がつきにくい。_____

_____ (平成 26 年及び平成 27 年は上郡アメダスのデータ、平成 28 年から令和 3 年は西はりま消防組合相生消防署設置装置のデータ、令和 4 年以降は相生市役所設置装置のデータ)

相生市平成 27 年～令和 6 年の降雨量

区 分	単位	平成 27 年	略	令和 6 年
合計	mm	1,727.0		1,567.0
日最大	mm	184.5		145.0
時間 最大値	mm	48.5		44.0

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案																																		
ウ 相生市では、太平洋沿岸を東進する発達した低気圧によって、2月から3月初めにかけて降ることが多いが、大規模な豪雪になることは無い。<u>相生市では、太平洋沿岸を東進する発達した低気圧によって、12月から2月にかけて降ることが多い。</u> エ 風 平成 26 年から令和 5 年までの過去 10 年間の平均風速は、最も強く吹いた年で平成 30 年 2.2 m/s、最も弱く吹いた年は平成 26 年外 2 年の 2.0m/s である。 平成 26 年から令和 5 年までの過去 10 年間の最大風速は、最も強く吹いた年で平成 30 年の 14.9 m/s、最も弱かった年は令和元年の 11.4m/s である。近年の最多風向は、西北西である。 相生市平成 26 年～令和 5 年の風速（上郡アメダス） <table><tr><th>区 分</th><th>単位</th><th>平成 26 年</th><th rowspan="4">略</th><th>令和 5 年</th></tr><tr><td>平均風速</td><td>m/s</td><td>2.0</td><td>2.2</td></tr><tr><td>最大風速</td><td>m/s</td><td>12.2</td><td>14.6</td></tr><tr><td>最多風向</td><td></td><td>西北西</td><td>西北西</td></tr></table> オからコ 略	区 分	単位	平成 26 年	略	令和 5 年	平均風速	m/s	2.0	2.2	最大風速	m/s	12.2	14.6	最多風向		西北西	西北西	ウ 積雪 相生市では、太平洋沿岸を東進する発達した低気圧によって、2月から3月初めにかけて降ることが多いが、大規模な豪雪になることは無い。_____ _____ エ 風 平成 27 年から令和 6 年までの過去 10 年間の平均風速は、最も強く吹いた年で<u>昨年</u>の令和 6 年外 2 年の 2.2 m/s、最も弱く吹いた年は平成 28 年外 1 年の 2.0m/s である。 平成 27 年から令和 6 年までの過去 10 年間の最大風速は、最も強く吹いた年で平成 30 年の 14.9 m/s、最も弱かった年は令和元年の 11.4m/s である。近年の最多風向は、西北西である。 相生市平成 27 年～令和 6 年の風速（上郡アメダス） <table><tr><th>区 分</th><th>単位</th><th>平成 27 年</th><th rowspan="4">略</th><th>令和 6 年</th></tr><tr><td>平均風速</td><td>m/s</td><td>2.1</td><td>2.2</td></tr><tr><td>最大風速</td><td>m/s</td><td>12.0</td><td>12.8</td></tr><tr><td>最多風向</td><td></td><td>西北西</td><td>西北西</td></tr></table> オからコ 略	区 分	単位	平成 27 年	略	令和 6 年	平均風速	m/s	2.1	2.2	最大風速	m/s	12.0	12.8	最多風向		西北西	西北西
区 分	単位	平成 26 年	略		令和 5 年																														
平均風速	m/s	2.0			2.2																														
最大風速	m/s	12.2			14.6																														
最多風向		西北西		西北西																															
区 分	単位	平成 27 年	略	令和 6 年																															
平均風速	m/s	2.1		2.2																															
最大風速	m/s	12.0		12.8																															
最多風向		西北西		西北西																															

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案				
第1編 総則								
第1章 総 則								
第8節 相生市の社会的な状況								
(1) 本文略【P.31】								
人口及び世帯								
(人、世帯：令和6年10月現在)								
区 分	人 口			3区分人口			世帯数	
	男性	女性	合計	年 少 人 口 (15歳 未満)	生産年齢 人 口 (15歳～64 歳)	高齢者 人 口 (65歳以 上)		
相 生 市	13,108	13,962	27,070	2,869	14,296	9,905	12,968	
要介護者								
(人、世帯：令和6年10月現在)								
区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
相生 市	307	383	399	224	234	192	170	1,909

第1編 総則								
第1章 総 則								
第8節 相生市の社会的な状況								
(1) 本文略【P.31】								
人口及び世帯								
(人、世帯：令和7年10月現在)								
区 分	人 口			3区分人口			世帯数	
	男性	女性	合計	年 少 人 口 (15歳 未満)	生産年齢 人 口 (15歳～64 歳)	高齢者 人 口 (65歳以 上)		
相 生 市	12,956	13,736	26,692	2,718	14,153	9,821	12,961	
要介護者								
(人、世帯：令和7年10月現在)								
区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
相生 市	316	394	436	228	229	197	162	1,962

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(2) 道路の状況 相生市には、幹線となる国道 2 号__が市内を東西に横断し、それと交差するように山陽自動車道が通っている。また、県道相生宍粟線が市北部から国道 2 号__までを結んでいる。南部は国道 250 号__が相生湾岸を結び、もう一つの流通の要となっている。 『相生市路線網図』(33 ページ) を参照 (3) から (5) 略 第 1 編 総則 第 1 章 総 則 第 1 1 節 地震災害の危険性と被害の特徴 (1) 内陸部地震 ア 略 イ 兵庫県内に影響を及ぼす可能性のある主要な活断層【P. 40～41】 (ア) 略 (イ) 中央構造線断層帯 中央構造線断層帯は、奈良県香芝(かしば)市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市(旧南淡町)の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは<u>佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約 360km で、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。</u>	(2) 道路の状況 相生市には、幹線となる国道 2 号<u>線</u>が市内を東西に横断し、それと交差するように山陽自動車道が通っている。また、県道相生宍粟線が市北部から国道 2 号<u>線</u>までを結んでいる。南部は国道 250 号<u>線</u>が相生湾岸を結び、もう一つの流通の要となっている。 『相生市路線網図』(33 ページ) を参照 (3) から (5) 略 第 1 編 総則 第 1 章 総 則 第 1 1 節 地震災害の危険性と被害の特徴 (1) 内陸部地震 ア 略 イ 兵庫県内に影響を及ぼす可能性のある主要な活断層【P. 40～41】 (ア) 略 (イ) 中央構造線断層帯 中央構造線断層帯は、奈良県香芝(かしば)市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市(旧南淡町)の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、<u>別府湾を経て大分県由布市に至る全長約 444 k m の長大な断層である。過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が 10 の区間に分けられる。その 10 区間は、①金剛山地東縁区間、②五条谷区</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行						修正案					
なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から 6 つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、更にはこれら 6 つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。						間、③根来区間、④紀淡海峡－鳴門海峡区間、⑤讃岐山脈南縁東部区間、⑥讃岐山脈南縁西部区間、⑦石鎚山脈北縁区間、⑧石鎚山脈北縁西部区間、⑨伊予灘区間、及び⑩豊予海峡－由布院区間である。全体として右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯であるが、断層帯の最東端の①金剛山地東縁区間では断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層で、断層帯の西端部の⑩豊予海峡－由布院区間では主として北側低下の正断層である。					
(ウ) から (オ) 略 ウ 略						(ウ) から (オ) 略 ウ 略					
(2) 津波を伴う地震【P.43】 ア 地震発生危険性 (ア) 南海トラフ地震 (本文略)						(2) 津波を伴う地震【P.43】 ア 地震発生危険性 (ア) 南海トラフ地震 (本文略)					
領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確立			平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）	領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確立			平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
		10 年以内	30 年以内	50 年以内				10 年以内	30 年以内	50 年以内	
南海トラフ	M8～M9 クラス	20 % 程度	70 % ～ 80 % 程度	90%程度 _____ _____	次回までの標準的な値 88.2 年	南海トラフ	M8～M9 クラス	30 % 程度	70% ～80% 程度	90%程度 若しくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2 年
					74.0 年前						78.0 年前

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案			
イ 津波浸水想定及び被害想定 (本文略) 【想定地震の概要】 略 【浸水想定】				イ 津波浸水想定及び被害想定 (本文略) 【想定地震の概要】 略 【浸水想定】			
市町名	最高津波水位 (m)	最短到達時間 (分)	浸水面積 (ha)	市町名	最高津波水位 (m)	最短到達時間 (分)	浸水面積 (ha)
相生市	2. 8	1 2 0	<u>9 8</u>	相生市	2. 8	1 2 0	<u>8 4</u>
たつの市	2. 3	1 2 0	<u>3 6 8</u>	たつの市	2. 3	1 2 0	<u>2 5 9</u>
赤穂市	2. 8	1 2 0	<u>6 2 5</u>	赤穂市	2. 8	1 2 0	<u>4 8 9</u>
(後段略) (3) 略 第1編 総則 第1章 総 則 第12節 風水害等の危険性と被害の特徴 (前段略) (1) から (2) 略 (3) 風水害の危険性 (本文略) ア 略 イ 台風による風水害【P. 54】 平成 26 年から令和 5 年までの台風の発生数は、平均 25 個となっている。そのうち、日本への接近数は平均 12 個で、日本へ上陸した台風の数、この 10 年				(後段略) (3) 略 第1編 総則 第1章 総 則 第12節 風水害等の危険性と被害の特徴 (前段略) (1) から (2) 略 (3) 風水害の危険性 (本文略) ア 略 イ 台風による風水害【P. 54】 平成 27 年から令和 6 年までの台風の発生数は、平均 25 個となっている。そのうち、日本への接近数は平均 11 個で、日本へ上陸した台風の数、この 10 年			

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案				
間では平均 <u>4</u> 個である。 (後段略)					間では平均 <u>3</u> 個である。 (後段略)				
台風の状況（気象庁）					台風の状況（気象庁）				
区 分	単位	平成 2 <u>6</u> 年	略	<u>令和 5 年</u>	区 分	単位	平成 2 <u>7</u> 年	略	<u>令和 6 年</u>
発生数	個	<u>23</u>		<u>17</u>	発生数	個	<u>27</u>		<u>26</u>
接近数	個	<u>12</u>		<u>9</u>	接近数	個	<u>14</u>		<u>11</u>
上陸数	個	<u>4</u>		<u>1</u>	上陸数	個	<u>4</u>		<u>2</u>
第 1 編 総則 第 1 章 総 則 第 1 3 節 大規模事故災害の想定【P. 56】 (1) 大規模事故 (本文略) ア 大規模事故例 【航空機事故】空港内における事故例					第 1 編 総則 第 1 章 総 則 第 1 3 節 大規模事故災害の想定【P. 56】 (1) 大規模事故 (本文略) ア 大規模事故例 【航空機事故】空港内における事故例				

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案			
災害名	発生日	被害状況	事故概要	災害名	発生日	被害状況	事故概要
(新設)				羽田空港 航空機衝突事故	令和 6 年 1 月 2 日	日本航空機： 負傷者等 15 名 海上保安庁機： 死者 5 名 負傷者 1 名	<u>東京国際空港（羽田）</u> <u>日本の東京都大田区の東京</u> <u>国際空港（羽田空港）に着陸</u> <u>した日本航空（JAL）516 便</u> <u>と、離陸のため誤って滑走</u> <u>路上に侵入していた海上保</u> <u>安庁（海保）の航空機が滑走</u> <u>路上で衝突したもの。</u>
ガルーダ インドネシ ア航空機炎 上事故	平成 8 年 6 月 13 日	死者 3 名 負傷者 109 名 /275 名中	福岡空港 離陸中断でオーバーラン 追突 大破・炎上	ガルーダ インドネシ ア航空機炎 上事故	平成 8 年 6 月 13 日	死者 3 名 負傷者 109 名 /275 名中	福岡空港 離陸中断でオーバーラン 追突 大破・炎上
中華航空 機墜落事故	平成 6 年 4 月 26 日	死者 264 名 負傷者 7 名 /271 名中	名古屋空港 着陸時に墜落 大破・炎上	中華航空 機墜落事故	平成 6 年 4 月 26 日	死者 264 名 負傷者 7 名 /271 名中	名古屋空港 着陸時に墜落 大破・炎上
(後段略)				(後段略)			

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
-----	-----

イ 相生市の火災状況					イ 相生市の火災状況				
		平成30年	略	令和5年			令和元年	略	令和6年
火災発生 件 数	総 数	<u>11</u>		<u>4</u>	火災発生 件 数	総 数	<u>8</u>		<u>14</u>
	建 物	<u>4</u>		<u>2</u>		建 物	<u>5</u>		<u>5</u>
	林 野	<u>2</u>		<u>二</u>		林 野	<u>二</u>		<u>二</u>
	車 両	<u>1</u>		<u>二</u>		車 両	<u>二</u>		<u>1</u>
	船 舶	<u>二</u>		<u>二</u>		船 舶	<u>二</u>		<u>二</u>
	その他	<u>4</u>		<u>2</u>		その他	<u>3</u>		<u>8</u>
焼損棟数	総 数	<u>4</u>		<u>2</u>	焼損棟数	総 数	<u>6</u>		<u>5</u>
	全 焼	<u>2</u>		<u>2</u>		全 焼	<u>1</u>		<u>1</u>
	半 焼	<u>二</u>		<u>二</u>		半 焼	<u>二</u>		<u>1</u>
	部分焼	<u>2</u>		<u>二</u>		部分焼	<u>4</u>		<u>二</u>
	ぼ や	<u>二</u>		<u>二</u>		ぼ や	<u>1</u>		<u>3</u>
焼損面積	建物 (㎡)	<u>292</u>		<u>242</u>	焼損面積	建物 (㎡)	<u>6</u>		<u>70</u>
	林野 (a)	<u>5</u>		<u>二</u>		林野 (a)	<u>二</u>		<u>1</u>
死 傷 者	死 者	<u>二</u>		<u>1</u>	死 傷 者	死 者	<u>二</u>		<u>二</u>
	傷 者	<u>1</u>		<u>2</u>		傷 者	<u>2</u>		<u>1</u>
救急車出動 状 況	総 数	<u>1,329</u>		<u>1,506</u>	救急車出動 状 況	総 数	<u>1,224</u>		<u>1,432</u>
	火 災	<u>5</u>		<u>7</u>		火 災	<u>3</u>		<u>4</u>
	自然災害	<u>二</u>		<u>二</u>		自然災害	<u>二</u>		<u>二</u>
	水 難	<u>1</u>		<u>1</u>		水 難	<u>3</u>		<u>1</u>
ウ 略					ウ 略				

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行		修正案	
第2編 災害予防計画 1 略 2 災害予防計画の体系 (1) から (2) 略 (3) 実施項目 (前段略) ■災害予防計画の体系【P. 62】		第2編 災害予防計画 1 略 2 災害予防計画の体系 (1) から (2) 略 (3) 実施項目 (前段略) ■災害予防計画の体系【P. 62】	
基本目標	分野別施策	基本目標	分野別施策
略		略	
災害に強いまちづくり	第1節 防災拠点の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第3節 洪水・高潮災害予防対策の実施 第4節 土砂災害予防対策の実施 第5節 危険宅地等における災害予防対策 第6節 建築物等の耐震性の確保 第7節 土木構造物等の災害予防対策 第8節 ライフライン施設等の災害予防対策	災害に強いまちづくり	第1節 防災拠点の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第3節 水害_____予防対策の実施 第4節 土砂災害予防対策の実施 第5節 危険宅地等における災害予防対策 第6節 建築物等の耐震性の確保 第7節 土木構造物等の災害予防対策 第8節 ライフライン施設等の災害予防対策
略		略	

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第２編 災害予防計画 第１章 市民との協働による防災力の向上 第１節 市民の防災力の向上 １ から ３ 略 ４ 具体的な施策 （１） 防災意識の向上 （前段略） ア 防災意識の普及、啓発方法【P. 64】 市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」ということを基本に防災・危機管理意識を高め、平時から地域・家庭・学校・事業所等、社会全体で減災への取組み等を行うように促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。 <u>また、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</u> <u>市は、市民に対して自主防災思想（防災意識）の普及として下記事項を明確にする。</u> （後段略） イ 略	第２編 災害予防計画 第１章 市民との協働による防災力の向上 第１節 市民の防災力の向上 １ から ３ 略 ４ 具体的な施策 （１） 防災意識の向上 （前段略） ア 防災意識の普及、啓発方法【P. 64】 市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」ということを基本に防災・危機管理意識を高め、平時から地域・家庭・学校・事業所等、社会全体で減災への取組み等を行うように促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。 <u>市は、次の事項等について広報し、市民の防災意識の高揚を図る。</u> （後段略） イ 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第2編 災害予防計画 第1章 市民との協働による防災力の向上 第6節 災害ボランティアとの協働体制の強化【P. 78】 1 基本方針 大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の_____支援体制を整備する。 2から3 略 4 具体的な施策 (1) 災害ボランティアの受入体制の整備【P. 78～79】 (前段略) ・受入、紹介窓口の開設方法 ・受入窓口開設の主体の明確化 ・受入窓口の開設に対しての施設場所の提供、職員の派遣等協力連携 _____ _____ _____ _____ _____	第2編 災害予防計画 第1章 市民との協働による防災力の向上 第6節 災害ボランティアとの協働体制の強化【P. 78】 1 基本方針 大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制を整備する。 2から3 略 4 具体的な施策 (1) 災害ボランティアの受入体制の整備【P. 78～79】 (前段略) ・受入、紹介窓口の開設方法 ・受入窓口開設の主体の明確化 ・受入窓口の開設に対しての施設場所の提供、職員の派遣等協力連携 また、市は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会やボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・強化に努める。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(2) 災害ボランティアの活動環境の整備【P. 79】 (前段略) 市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方の下にボランティアの自主性を尊重しつつ、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NP0・NGO 等のボランティア団体との連携を図るとともに、<u>中間支援組織</u>（NP0・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。 (後段略) (3) から (5) 略 第2編 災害予防計画 第1章 市民との協働による防災力の向上 第7節 消防団の防災力の向上【P. 82】 1 から 3 略 4 具体的な施策 (1) 消防団の充実強化対策 (前段略) ア 消防団の充実強化 市は、消防団の充実強化を図るため<u>以下</u>の事業を推進する。 (ア) 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練__の実施 (イ) 消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施	(2) 災害ボランティアの活動環境の整備【P. 79】 (前段略) 市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方の下にボランティアの自主性を尊重しつつ、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NP0・NGO 等のボランティア団体との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織</u>を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。 (後段略) (3) から (5) 略 第2編 災害予防計画 第1章 市民との協働による防災力の向上 第7節 消防団の防災力の向上【P. 82】 1 から 3 略 4 具体的な施策 (1) 消防団の充実強化対策 (前段略) ア 消防団の充実強化 市は、消防団の充実強化を図るため<u>次</u>の事業を推進する。 (ア) 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練<u>等</u>の実施 (イ) 消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案																																																				
(ウ) <u>大規模災害等に備えた車両・資機材の充実</u> (エ) <u>処遇の改善</u> (オ) 消防団の活動拠点施設の整備 (カ) <u>広報啓発活動による消防団員の加入促進</u> (キ) <u>青年層・女性層の団員の確保に向けた加入促進活動</u> (ク)～(コ) 略 イ 略	(ウ) <u>消防団員の処遇の改善</u> (エ) <u>消防団の車両・資機材等の充実</u> (オ) 消防団の活動拠点施設の整備 (カ) <u>青年層・女性層の団員の確保に向けた加入促進活動</u> (キ) <u>市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</u> (ク)～(コ) 略 イ 略																																																				
第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり 第4節 土砂災害予防対策の実施 1から2 略 3 現状と課題【P. 98】 (本文略) 【森林の状況（人工林）（令和4年度兵庫県林業統計書より）】 <table><tr><th rowspan="2">保有形態</th><th colspan="2">総面積</th><th colspan="3">立木地</th><th rowspan="2">人工林率 (B/A)%</th></tr><tr><th>面積(A)ha</th><th>比率(%)</th><th>計(ha)</th><th>人工林(B)ha</th><th>天然林(ha)</th></tr><tr><td>総 数</td><td>6,765</td><td>100</td><td><u>6,602</u></td><td>600</td><td><u>6,002</u></td><td>8.9</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (後段略) 4 略	保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)%	面積(A)ha	比率(%)	計(ha)	人工林(B)ha	天然林(ha)	総 数	6,765	100	<u>6,602</u>	600	<u>6,002</u>	8.9	略							第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり 第4節 土砂災害予防対策の実施 1から2 略 3 現状と課題【P. 98】 (本文略) 【森林の状況（人工林）（令和5年度兵庫県林業統計書より）】 <table><tr><th rowspan="2">保有形態</th><th colspan="2">総面積</th><th colspan="3">立木地</th><th rowspan="2">人工林率 (B/A)%</th></tr><tr><th>面積(A)ha</th><th>比率(%)</th><th>計(ha)</th><th>人工林(B)ha</th><th>天然林(ha)</th></tr><tr><td>総 数</td><td>6,765</td><td>100</td><td><u>6,601</u></td><td>600</td><td><u>6,001</u></td><td>8.9</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (後段略) 4 略	保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)%	面積(A)ha	比率(%)	計(ha)	人工林(B)ha	天然林(ha)	総 数	6,765	100	<u>6,601</u>	600	<u>6,001</u>	8.9	略						
保有形態		総面積		立木地				人工林率 (B/A)%																																													
	面積(A)ha	比率(%)	計(ha)	人工林(B)ha	天然林(ha)																																																
総 数	6,765	100	<u>6,602</u>	600	<u>6,002</u>	8.9																																															
略																																																					
保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)%																																															
	面積(A)ha	比率(%)	計(ha)	人工林(B)ha	天然林(ha)																																																
総 数	6,765	100	<u>6,601</u>	600	<u>6,001</u>	8.9																																															
略																																																					

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行								修正案							
第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり 第7節 土木構造物等の災害予防対策【P. 107】 1から2 略 3 現状と課題 (本文略)								第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり 第7節 土木構造物等の災害予防対策【P. 107】 1から2 略 3 現状と課題 (本文略)							
区分	国 道		県 道		市 道			区分	国 道		県 道		市 道		
	実延長	舗装済延長	実延長	舗装済延長	実延長	舗装済延長	舗装率		実延長	舗装済延長	実延長	舗装済延長	実延長	舗装済延長	舗装率
令和4年度末	17,546	17,546	33,061	30,684	<u>282,338</u>	<u>254,759</u>	<u>90.2%</u>	令和5年度末	17,546	17,546	33,061	30,684	<u>282,345</u>	<u>255,017</u>	<u>90.3%</u>
4 具体的な施策 (1)から(3)略 (4)港湾施設の整備 (前段略) <u>県は、緊急輸送等災害時に必要な航路の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者に対して、施設の維持管理状況の報告、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には適正な維持管理のため措置を講ずることを命じる。</u>								4 具体的な施策 (1)から(3)略 (4)港湾施設の整備 (前段略) <u>県は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。</u>							
第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり								第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり							

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行		修正案	
第8節 ライフライン施設等の災害予防対策 1 から 3 略 4 具体的な施策 (1) から (3) 略 (4) 水道施設の災害予防対策 (前段略) ア 上水道施設の防災性の強化【P. 111】 (本文略) 【水道施設の被害軽減】		第8節 ライフライン施設等の災害予防対策 1 から 3 略 4 具体的な施策 (1) から (3) 略 (4) 水道施設の災害予防対策 (前段略) ア 上水道施設の防災性の強化【P. 111】 (本文略) 【水道施設の被害軽減】	
重要施設の安全性診断及び安全性強化	西播磨水道企業団は、風水害等による断・減水ができるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画に併せて計画的に整備を進める。 特に、過去の風水害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。	重要施設の安全性診断及び安全性強化	西播磨水道企業団は、風水害等による断・減水ができるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画に併せて計画的に整備を進める。 特に、過去の風水害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。
水道施設の保守点検	西播磨水道企業団は、水道施設の維持管理に当たり、<u>浄水、導水、送水、配水等施設の巡回点検を行う。</u> _____ _____ _____	水道施設の保守点検	西播磨水道企業団は、水道施設の維持管理に当たり、<u>貯水、取水、導水、浄水、送水、排水等の巡回点検を行うこととする。また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。</u>
	略		略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(5) 略 第2編 災害予防計画 第3章 的確な防災情報処理の実施 第1節 通信機器・施設の整備・運用 1から3 略 4 具体的な施策 (1) 情報収集・伝達体制の強化 (前段略) アからイ 略 ウ 災害時非常通信体制の充実強化【P.114】 県、市、各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、<u>非常通信体制の整備</u> <u>充実及び訓練等による実効性の確保に努めることとする。</u> (後段略) エからキ 略 (2) 市民への情報提供方法の充実 (前段略) アからキ 略 ク 「災害時ナビ」の普及促進【P.116-1】	(5) 略 第2編 災害予防計画 第3章 的確な防災情報処理の実施 第1節 通信機器・施設の整備・運用 1から3 略 4 具体的な施策 (1) 情報収集・伝達体制の強化 (前段略) アからイ 略 ウ 災害時非常通信体制の充実強化【P.114】 県、市、各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、<u>衛星通信等を活用した非常通信体制の整備・ネットワーク（有線・無線）の多重化等による充実・訓練等による実効性の確保に努めることとする。</u> (後段略) エからキ 略 (2) 市民への情報提供方法の充実 (前段略) アからキ 略 ク 「災害時ナビ」の普及促進【P.116-1】

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
「防災情報」、「災害時ノウハウ集」、「安否確認」など災害に役立つ機能が備わっているほか、<u>多言語化として、英語・中国語・韓国語</u> _____にも対応し、市内を訪れる観光客や外国人が避難所データ情報を収集することができる「災害時ナビ」の普及促進を図る。 （後段略） 第2編 災害予防計画 第4章 災害対応能力の向上 第1節 組織体制の整備【P.117】 1から2 略 3 現状と課題 ○災害時には、市民の生命・財産を守ることが市の使命であるが、全国各地の災害における各自治体の初動対応の遅れが問題になっていることから、災害発生時の即応できる危機管理体制を整備する必要がある。 ○市職員が被災した場合を考えると十分な人員確保及び初動体制の遅れが懸念されるが、予測可能な災害に関しては、十分な体制で望むことが必要である。 ○災害時における職員招集の連絡体制及び安否確認の強化を図る。 ○災害発生時に、利用できる資源に制約がある状況下においても適切な業務執行を行う必要があり、十分な体制で望むことが必要である。 ○<u>（新設）</u>	「防災情報」、「災害時ノウハウ集」、「安否確認」など災害に役立つ機能が備わっているほか、<u>多言語化として、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語</u>にも対応し、市内を訪れる観光客や外国人が避難所データ情報を収集することができる「災害時ナビ」の普及促進を図る。 （後段略） 第2編 災害予防計画 第4章 災害対応能力の向上 第1節 組織体制の整備【P.117】 1から2 略 3 現状と課題 ○災害時には、市民の生命・財産を守ることが市の使命であるが、全国各地の災害における各自治体の初動対応の遅れが問題になっていることから、災害発生時の即応できる危機管理体制を整備する必要がある。 ○市職員が被災した場合を考えると十分な人員確保及び初動体制の遅れが懸念されるが、予測可能な災害に関しては、十分な体制で望むことが必要である。 ○災害時における職員招集の連絡体制及び安否確認の強化を図る。 ○災害発生時に、利用できる資源に制約がある状況下においても適切な業務執行を行う必要があり、十分な体制で望むことが必要である。 ○<u>市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第2編 災害予防計画 第4章 災害対応能力の向上 第2節 研修・訓練の実施 1から3 略 4 具体的な施策 （1） 略 （2） 防災訓練の実施【P.121】 （前段略） さらに、防災訓練の実施に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。加えて、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に<u>配慮した避難所開設・運営訓練を実施するよう努めるものとする。</u> （後段略） 第2編 災害予防計画 第4章 災害対応能力の向上 第3節 広域防災体制の確立 1から3 略 4 具体的な施策 （1） 略 （2）国・県・公的機関との連携の強化【P.125】	第2編 災害予防計画 第4章 災害対応能力の向上 第2節 研修・訓練の実施 1から3 略 4 具体的な施策 （1） 略 （2） 防災訓練の実施【P.121】 （前段略） さらに、防災訓練の実施に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い _____、感染症対策に<u>十分配慮し、避難所開設・運営訓練を実施するよう努める</u>_____。 （後段略） 第2編 災害予防計画 第4章 災害対応能力の向上 第3節 広域防災体制の確立 1から3 略 4 具体的な施策 （1） 略 （2）国・県・公的機関との連携の強化【P.125】

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(前段略) ア 国・県・公的機関との連携 国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関等との間において、平時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意する。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」も活用_____する。 イ 略 (3) から (5) 略 (6) 応援・受援体制の整備【P. 127】 市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市__における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。 なお、応援職員の派遣に<u>あ</u>たっては、_____派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れに<u>あ</u>たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、<u>新型インフルエンザ等</u>などの感染症対策に配慮することとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、_____公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	(前段略) ア 国・県・公的機関との連携 国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関等との間において、平時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意する。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」の活用も含めて検討する。 イ 略 (3) から (5) 略 (6) 応援・受援体制の整備【P. 127】 市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市<u>町</u>における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。 なお、応援職員の派遣に<u>当</u>たっては、<u>職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し</u>、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れに<u>当</u>たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、_____感染症対策に配慮することとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、<u>避難所に指定されていない公共施設など</u>_____仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(後段略) (7) 略 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第1節 火災予防対策の推進 1から3 略 4 具体的な施策【P.129】 (1) 一般予防対策の推進 (前段略) ア 予防査察の実施 西はりま消防組合相生消防署は、消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図ることとする_____。 イからエ 略 (2) から (4) 略 (5) 林野火災予防対策の推進【P.130】 【市担当部】 建設農林部 【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、防災関係機関 市その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火	(後段略) (7) 略 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第1節 火災予防対策の推進 1から3 略 4 具体的な施策【P.129】 (1) 一般予防対策の推進 (前段略) ア 予防査察の実施 西はりま消防組合相生消防署は、消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図ることとするほか、あわせて消火・防火機器の普及に努めるものとする。 イからエ 略 (2) から (4) 略 (5) 林野火災予防対策の推進【P.130】 【市担当部】 企画総務部、建設農林部 【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、防災関係機関 市及び西はりま消防組合相生消防署は、林野火災の出火原因の大半が不用意

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
災による損害を軽減して森林資源の確保と市域の保全を図る。 林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防の編成その他林野火災に対処する組織を確立する。また、消防施設・設備からの遠隔での発生の場合には、初期段階より、県消防防災ヘリコプター支援についての検討を考慮する。なお、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、出火防止に関する啓蒙宣伝の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。 (新設) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (6) から (7) 略 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第2節 消防施設・設備、消防体制の強化 1 から 2 略	な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会や市ホームページ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図る。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。 また、林野火災の予防活動については、地域住民等の協力が不可欠であるので、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長する。 さらに、市及び西はりま消防組合相生消防署は、火入れの許可申請の徹底や畔焼き等の把握に取り組むとともに、火入れや畔焼き等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を図る。 林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象条件の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、市及び西はりま消防組合相生消防署は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。 (6) から (7) 略 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第2節 消防施設・設備、消防体制の強化 1 から 2 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行

3 現状と課題【P. 132】

(前段略)

○消防力の現況は、次のとおりである。(令和6年10月1日)

ア 西はりま消防組合相生消防署員

区分	消防 監	消防 司令 長	消防 司令	消防 司令 補	消防 士長	消防 副士 長	消防 士	計
現有人 員	1	3	5	9	1	7	11	37

イからオ 略

4 具体的な施策【P. 133】

(1) 略

(2) 整備計画の推進

(前段略)

市及び西はりま消防組合相生消防署は、大規模地震や津波災害_____など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に計画的に努めるものとする。

特に、水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないように、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

(3) 略

修正案

3 現状と課題【P. 132】

(前段略)

○消防力の現況は、次のとおりである。(令和7年10月1日)

ア 西はりま消防組合相生消防署員

区分	消防 監	消防 司令 長	消防 司令	消防 司令 補	消防 士長	消防 副士 長	消防 士	計
現有人 員	1	3	5	7	3	5	10	34

イからオ 略

4 具体的な施策【P. 133】

(1) 略

(2) 整備計画の推進

(前段略)

市及び西はりま消防組合相生消防署は、大規模地震や津波災害、同時多発火災など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に計画的に努めるものとする。

特に、水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないように、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

(3) 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第4節 津波災害対策の推進 1 から 3 略 4 具体的な施策【P.137】 （1） 略 （2） 津波監視体制等の確立 （前段略） 気象庁本庁又は大阪管区気象台は地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する<u>地震</u>は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、海辺から離れ、より高い安全な場所から速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の市民等に対する通報・伝達に万全を期することとする。 （3）避難体制の整備 （前段略） アからウ 略 エ 津波一時避難場所の確保 津波接近時に、要配慮者や避難対象地区外まで避難する時間が無くなった市民のセイフティーネットとして、迅速かつ円滑に避難するため、「一時避難場所」、「<u>避難所</u>」等を指定する。 指定された<u>建物</u>には、案内板等を設置し、市民等に周知する。	第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第4節 津波災害対策の推進 1 から 3 略 4 具体的な施策【P.137】 （1） 略 （2） 津波監視体制等の確立 （前段略） 気象庁____は_____地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する<u>津波</u>は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、海辺から離れ、より高い安全な場所から速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の市民等に対する通報・伝達に万全を期することとする。 （3）避難体制の整備 （前段略） アからウ 略 エ 津波一時避難場所の確保 津波接近時に、要配慮者や避難対象地区外まで避難する時間が無くなった市民のセイフティーネットとして、迅速かつ円滑に避難するため、「一時避難場所」_____等を指定する。 指定された<u>場所</u>には、案内板等を設置し、市民等に周知する。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
津波により被災した方が、宿泊、給食等の生活機能を維持するための建物を避難所に指定 （４）から（６） 略 第２編 災害予防計画 第５章 災害の予防と被害軽減対策 第６節 海上災害の予防対策【P. 142】 １から３ 略 ４ 具体的な施策 （１） 国の機関（姫路海上保安部）の予防活動 （前段略） （ア）から（イ） 略 （ウ） 船舶乗組員に対しては、<u>巡視船艇</u>による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等に関する指導を行う。 （エ） 略 （２）から（３） 略 第２編 災害予防計画 第５章 災害の予防と被害軽減対策 第８節 災害救急医療体制の整備 １から３ 略	（４）から（６） 略 第２編 災害予防計画 第５章 災害の予防と被害軽減対策 第６節 海上災害の予防対策【P. 142】 １から３ 略 ４ 具体的な施策 （１） 国の機関（姫路海上保安部）の予防活動 （前段略） （ア）から（イ） 略 （ウ） 船舶乗組員に対しては、<u>　　</u>船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等に関する指導を行う。 （エ） 略 （２）から（３） 略 第２編 災害予防計画 第５章 災害の予防と被害軽減対策 第８節 災害救急医療体制の整備 １から３ 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
4 具体的な施策 (1) から (4) 略 (5) 市における災害医療体制等の整備【P. 148】 (前段略) 市は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、<u>市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。</u> 西はりま消防組合は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第9節 緊急輸送体制の整備【P. 149】 1 から 3 略 4 具体的な施策 (1) 緊急輸送道路ネットワークの設定 【市担当部】 _____建設農林部 (後段略) (ア) 緊急輸送道路ネットワーク _____ <u>市は、救援物資等が広域防災拠点等から地域防災拠点等に輸送され、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、市内のいずれの地点で災害</u>	4 具体的な施策 (1) から (4) 略 (5) 市における災害医療体制等の整備【P. 148】 (前段略) 市は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、 _____ _____救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、<u>整備を図る。なお、災害対応病院は、半田中央病院を指定しており、協力を依頼することとする。</u> 西はりま消防組合は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第9節 緊急輸送体制の整備【P. 149】 1 から 3 略 4 具体的な施策 (1) 緊急輸送道路ネットワークの設定 【市担当部】 <u>企画総務部</u>、建設農林部 (後段略) (ア) 緊急輸送道路ネットワーク<u>の形成</u> <u>市は、道路状況や防災拠点等を基に、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、災害時重要路線緊急ルート(市道)の整備を図り、大規模災害発生時</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、通行確保に努めることとする。 また、日頃から整備、点検に努め、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努める。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2) から (3) 略 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第10節 避難対策の充実【P.152】 1から3 略 4 具体的な施策 (1) 避難対策の充実 市は、避難に関する体制整備に<u>あ</u>たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうることを考慮するようにする。 <u>(新設)</u>	の輸送手段の確保に努める。 <u>災害時重要路線緊急ルートを構成する路線は、市外からの救援物資等の輸送や防災拠点の整備状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。</u> (イ) 維持管理 <u>市は、災害時重要路線緊急ルート(市道)について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。</u> (ウ) 通行の確保 <u>市は、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に災害時重要路線緊急ルート(市道)の通行ができるようにするための体制確保に努める。</u> (2) から (3) 略 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第10節 避難対策の充実【P.152】 1から3 略 4 具体的な施策 (1) 避難対策の充実 市は、避難に関する体制整備に<u>当</u>たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうることを考慮するようにする。 <u>市は地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(2) から (4) 略 (5) 避難所等の指定【P. 156】 (前段略) 【避難所の指定方法】 ① から⑪ 略 ⑫ 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではない。しかしながら、やむを得ず、ペット避難、<u>新型コロナウイルス感染症等感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる際には、適切な対応がとれるよう、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u> (ウ) 略 (6) 略 (7) 施設、設備の整備【P. 158】 避難所となる施設（第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」に掲載）は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、計画的な整備を推進する。 <u>避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難所の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、仮設トイレ、非常用電源、情報収集機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した設備）や備蓄物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、</u>	める。 (2) から (4) 略 (5) 避難所等の指定【P. 156】 (前段略) 【避難所の指定方法】 ① から⑪ 略 ⑫ 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではない。しかしながら、やむを得ず、ペット避難、<u>_____</u>感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる際には、適切な対応がとれるよう、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 (ウ) 略 (6) 略 (7) 施設、設備の整備【P. 158】 避難所となる施設（第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」に掲載）は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、計画的な整備を推進する。 <u>避難所については、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営ができる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、非常用発電機等）の計画的な整備の推進を図る。また、避難所又は備蓄施設には、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、安眠確保のための簡易ベ</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、感染症対策に必要な物資、要配慮者・女性・こどもにも配慮した物資等）の計画的な整備の推進を図る。 （８）から（１０） 略 （１１）<u>新型インフルエンザ等感染症</u>に対応した適切な避難対策【P. 159】 （前段略） （ア） 略 （イ）赤穂健康福祉事務所は、<u>新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等</u> _____の被災に備えて、平時から、防災担当部 局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>自宅療養者等</u>が危険エリアに居住 しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市は赤穂健康福祉事務と連 携の下、<u>自宅療養者等</u>の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うととも に、必要に応じて、<u>自宅療養者等</u>に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよ う努めるものとする。 （後段略） （１２）から（１５） 略 第２編 災害予防計画 第５章 災害の予防と被害軽減対策 第１２節 備蓄体制等の整備【P. 168】	ッド、乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペー パー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生 活に必要な物資を備蓄するよう努める。なお、避難所の施設・設備の整備に当た っては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。 （８）から（１０） 略 （１１）_____感染症に対応した適切な避難対策【P. 159】 （前段略） （ア） 略 （イ）赤穂健康福祉事務所は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及 び新感染症を含む。）を含む感染症患者</u>の被災に備えて、平時から、防災担当部 局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>対象者</u>等が危険エリアに居住 しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市は赤穂健康福祉事務と連 携の下、<u>対象者</u>等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うととも に、必要に応じて、<u>対象者</u>等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよ う努める_____。これらのことが円滑に行えるよう<u>新型インフルエンザ等 感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u> （後段略） （１２）から（１５） 略 第２編 災害予防計画 第５章 災害の予防と被害軽減対策 第１２節 備蓄体制等の整備【P. 168】

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
1 から 3 略 4 具体的な施策 (1) 基本計画の推進 (前段略) (ア) から (エ) 略 (オ) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める<u>こととする</u>。 (カ) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設<u>できるよう、</u> <u>物資</u>輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める<u>こととする</u>。 (キ) から (ク) (新設) _____ _____ _____ _____ _____ (2) から (6) 略	1 から 3 略 4 具体的な施策 (1) 基本計画の推進 (前段略) (ア) から (エ) 略 (オ) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の<u>新物資システム（B－P L o）</u>を活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める<u>こととする</u>。 (カ) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B－P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める<u>ものとする</u>。また、<u>物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする</u>。 (キ) 市は、<u>新物資システム（B－P L o）</u>を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する<u>ものとする</u>。 (ク) 市は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める</u>。 (2) から (6) 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第15節 廃棄物対策の整備【P.177】 1 略 2 施策の体系 第15節 廃棄物対策の整備 (1) 災害廃棄物処理計画の策定 (2) 応援体制市の整備 (3) 教育訓練・研修 3 略 4 具体的な施策 (1) から (2) 略 <u>(3) 新設</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____	第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第15節 廃棄物対策の整備【P.177】 1 略 2 施策の体系 第15節 廃棄物対策の整備 (1) 災害廃棄物処理計画の策定 (2) 応援体制市の整備 (3) 教育訓練・研修 3 略 4 具体的な施策 (1) から (2) 略 <u>(3) 教育訓練・研修</u> <u>【市担当部】 市民生活部</u> <u>【関係機関】 兵庫県</u> 市は、市職員・域内事業者や地域住民、自治会を対象とした研修の実施や、県が開催する県・市町・民間事業者団体等の職員を対象とした研修に参加すると同時に、「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」(国立環境研究所編集)などを災害廃棄物処理に関する教育訓練に活用し、災害廃棄物処理に求められる人材育

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
_____ 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第17節 要配慮者支援対策の充実【P.183】 1から3 略 4 具体的な施策 （1）要配慮者支援体制の整備 （前段略） ア 推進組織の整備 市は、庁内横断で要配慮者を支援する体制を<u>整える</u>とともに適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改訂）」を踏まえ策定した「避難行動要支援者支援マニュアル」の活用を図る。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。 イ 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 <u>市は、民生・児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要配慮者の状況を把握し、コミュニティ単位でのファイル等（※個別避難計画）を作成しておくなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。</u> また、個々の要配慮者について、避難に要する時間や経路その他必要な支援	<u>成に努める。</u> 第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第17節 要配慮者支援対策の充実【P.183】 1から3 略 4 具体的な施策 （1）要配慮者支援体制の整備 （前段略） ア 推進組織の整備 市は、庁内横断で要配慮者を支援する体制を<u>整備する</u>とともに適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改訂）」を踏まえ策定した「避難行動要支援者支援マニュアル」の活用を図る。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。 イ 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 <u>市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、民生・児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、平時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
をまとめた個別避難計画（誰が、いつ、どのような方法で、どこへ等）の活用を図る。個別避難計画には、居住状況、避難支援を必要とする事由を明記し、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。個別避難計画は定期的な更新も必要であり、限られた体制で効率的に作成を進め、災害時に迅速に活用するシステム「クラウド型被災者支援システム」の活用を検討する。 要配慮者に対して、市が作成必要な書類 （ア）略 （イ）避難行動要支援者名簿の整備 a 名簿作成の対象範囲 ※長期入院者・施設入所者は対象外 ・ 75 歳以上で単身の方 ・ 身体障害者手帳第Ⅰ種のうち、下肢不自由・体幹障害・視覚障害・聴覚障害の方 ・ 要介護3以上の方 ・ 難病患者の方（県から要配慮者の個人情報の提供のあった方） ・ 上記以外の高齢者や身体障害者で災害時に援護を希望する方 （後段略） ウ 避難行動要支援者名簿の共有 市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、<u>要配慮者</u> 本人の同意を得ることにより、又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を	を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとするとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 また、災害対策基本法に定める個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。 _____ _____ _____ 要配慮者に対して、市が作成必要な書類 （ア）略 （イ）避難行動要支援者名簿の整備 a 名簿作成の対象範囲 ※長期入院者・施設入所者は対象外 ・ _____ ・ 身体障害者手帳第Ⅰ種のうち、下肢不自由・体幹障害・視覚障害・聴覚障害の方 ・ 要介護3以上の方 ・ 難病患者の方（県から要配慮者の個人情報の提供のあった方） ・ 上記以外の高齢者や身体障害者で災害時に援護を希望する方 （後段略） ウ 避難行動要支援者名簿の共有 市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、<u>避難行動要支援者</u>本人の同意を得ることにより、_____ _____

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
講じることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、 多様な主体の協力を得ながら、<u>要配慮者</u>に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 エ 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と、<u>避難行動要支援者名簿をもとに</u>、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める<u>ものとする</u>。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する<u>ものとする</u>。 効果的な要配慮者の避難支援対策を行うためには、要配慮者自身や家族による自助、及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加え	<u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。</u> また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、<u>避難行動要支援者</u>に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 エ 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と<u>連携して</u>、避難行動要支援者名簿を<u>基に</u>、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める<u>ものとする</u>。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する<u>ものとする</u>。 <u>さらに、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。</u> 効果的な要配慮者の避難支援対策を行うためには、要配慮者自身や家族による自助、及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加え

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
て公的機関による公助の三位一体の活動が必要である。 これらを踏まえ、市においては、自助、共助、公助の役割分担の整理、自主防災組織への支援強化による地域防災力の向上などを通じて、地域における要配慮者支援の取組みの促進を図る。 <u>県は、自主防災組織等と連携して個別避難計画の作成に取り組む居宅支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図る。また、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</u> また、個別避難計画が作成されていない要配慮者についても、避難支援が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 オ 略 (2) から (7) 略 第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 第1節 迅速な災害応急活動体制の確立【P.199】 災害応急対策を迅速かつ的確に展開するため、市やその他の防災関係機関の緊急時の組織体制を敷くとともに、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うなど、<u>_____</u>正確な情報の収集・伝達体制を確立し、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。	て公的機関による公助の三位一体の活動が必要である。 これらを踏まえ、市においては、自助、共助、公助の役割分担の整理、自主防災組織への支援強化による地域防災力の向上などを通じて、地域における要配慮者支援の取組みの促進を図る。 _____ _____ _____ また、個別避難計画が作成されていない要配慮者についても、避難支援が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 オ 略 (2) から (7) 略 第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 第1節 迅速な災害応急活動体制の確立【P.199】 災害応急対策を迅速かつ的確に展開するため、市やその他の防災関係機関の緊急時の組織体制を敷くとともに、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うなど、<u>システム等</u>を活用し、正確な情報の収集・伝達体制を確立し、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案				
第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織及び職員の動員等 1から2 略 3 取組み内容 (1) から (3) 略 (4) 組織図【P205】 (前段略)					第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織及び職員の動員等 1から2 略 3 取組み内容 (1) から (3) 略 (4) 組織図【P205】 (前段略)				
略					略				
西はりま 消防組合 相生消防署	相生消防署長	相生消防署副 署長	<u>相生消防班</u>		西はりま 消防組合 相生消防署	相生消防署長	相生消防署副 署長	_____	
(5) 略					(5) 略				
第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達【P.214】 1から2 略 3 取組み内容 (1) 情報収集計画					第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達【P.214】 1から2 略 3 取組み内容 (1) 情報収集計画				

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(前段略) ア 気象予警報 (ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて<u>5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」(避難情報等：相生市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等) とを関連付けるものである。</u> 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報_____」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 (後段略) (イ) 特別警報・警報・注意報【P. 215】 特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。	(前段略) ア 気象予警報 (ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「<u>居住者等がとるべき行動</u>」を5段階に分け、「<u>居住者等がとるべき行動</u>」と「<u>当該行動を居住者等に促す情報</u>」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報<u>(警戒レベル相当情報)</u>」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 (後段略) (イ) 特別警報・警報・注意報【P. 215】 特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
特別警報・警報・ 注意報の種類		概要／発表基準（令和7年1月9日現在）	特別警報・警報・ 注意報の種類		概要／発表基準（令和7年1月9日現在）
特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい_____ときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。 <u>災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合			台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。		大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい_____ときに発表する。		暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表する。
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい_____ときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案			
		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合				数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	波 浪 特 別 警 報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい_____ときに発表する。			波 浪 特 別 警 報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表する。	
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合				数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
	高 潮 特 別 警 報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい_____ _____ときに発表する。_____避難が必要とされる警戒レベル4に相当。			高 潮 特 別 警 報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表する。 <u>危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合				数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	
警 報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等_____の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		警 報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 <u>は危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
		大雨警報（土砂災害）基準 大雨警報（浸水害）基準	土壌雨量指数基準： 135 表面雨量指数基準：17			大雨警報（土砂災害）基準 大雨警報（浸水害）基準	土壌雨量指数基準： 135 表面雨量指数基準：17

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が</u> _____あげられる。高齢者等_____の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。		洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。_____河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が <u>対象として</u> あげられる。高齢者等は <u>危険な場所から</u> の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報基準	矢野川 流域雨量指数基準： 14.2		洪水警報基準	矢野川 流域雨量指数基準： 14.2
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	12 時間降雪の深さ	平地 10 c m 山地 20 c m		12 時間降雪の深さ	平地 10 c m 山地 20 c m
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	平均風速	陸 上 20m/s 海 上 25m/s		平均風速	陸 上 20m/s 海 上 25m/s
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	平均風速	陸 上 20m/s 海 上 25m/s		平均風速	陸 上 20m/s 海 上 25m/s

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案			
			雪を伴う				雪を伴う
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。			波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		有義波高	3.0m			有義波高	3.0m
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 _____避難が必要とされる警戒レベル4に相当。			高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		高潮警報基準	1.8m			高潮警報基準	1.8m

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案			
特別警報・警報・ 注意報の種類		概要／発表基準（令和7年1月9日現在）		特別警報・警報・ 注意報の種類		概要／発表基準（令和7年1月9日現在）	
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	
		大雨注意報基準	土壌雨量指数基準：103 表面雨量指数基準：9			大雨注意報基準	土壌雨量指数基準：103 表面雨量指数基準：9
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
		洪水注意報基準	矢野川 流域雨量指数基準：11.3			洪水注意報基準	矢野川 流域雨量指数基準：11.3
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。		大雪注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		12時間降雪の深さ	平地 5cm 山地 10cm			12時間降雪の深さ	平地 5cm 山地 10cm
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。		強風注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		平均風速	陸上 12m/s 海上			平均風速	陸上 12m/s 海上

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案			
			15m/s				15m/s
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。			風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
		平均風速	陸 上 12m/s 15m/s 雪を伴う			平均風速	陸 上 12m/s 15m/s 雪を伴う
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。			波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		有義波高	1. 5m			有義波高	1. 5m
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等_____の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため_____に発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え_____、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。			
	高潮注意報基準	1. 2m		高潮注意報基準	1. 2m		
注 意	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。		注 意	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
		陸上 100m 海上 500m			陸上 100m 海上 500m
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
		落雷等により被害が予想される場合			落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
		最小湿度 40%で実効湿度 60%			最小湿度 40%で実効湿度 60%
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
		1 積雪の深さ 70 c m以上あり降雪の深さ 20 c m以上 2 積雪の深さ 50 c m以上あり最高気温が 9℃以上または 24 時間雨量 10mm以上			1 積雪の深さ 70 c m以上あり降雪の深さ 20 c m以上 2 積雪の深さ 50 c m以上あり最高気温が 9℃以上または 24 時間雨量 10mm以上
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
		24 時間降雪の深さ 20 c m以上で気温 2℃以下			24 時間降雪の深さ 20 c m以上で気温 2℃以下
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
		ときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。			ときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
		晩霜期 最低気温 2℃以下			晩霜期 最低気温 2℃以下
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。
		最低気温－4℃以下			最低気温－4℃以下
(新設)					

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案			
一次細分区域	市町を まとめた 地域	担当 気象官 署	二次細分区域（市町）	一次細分区域	市町を まとめた 地域	担当 5 気象 官署	二次細分区域（市町）
北部	但馬北部	神戸地方気象台	豊岡市、香美町、新温泉町	北部	但馬北部	神戸地方気象台	豊岡市、香美町、新温泉町
	但馬南部		養父市、朝来市		但馬南部		養父市、朝来市
南部	北播丹波		西脇市、丹波篠山市、丹波市、多可町	南部	北播丹波		西脇市、丹波篠山市、丹波市、多可町
	播磨北西部		宍粟市、神河町、市川町、福崎町、佐用町		播磨北西部		宍粟市、神河町、市川町、福崎町、佐用町
	阪神		神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町		阪神		神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	播磨南東部		明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町		播磨南東部		明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
	播磨南西部		姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、太子町、上郡町		播磨南西部		姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、太子町、上郡町
	淡路島		洲本市、南あわじ市、淡路市		淡路島		洲本市、南あわじ市、淡路市
（新設）				「警報・注意報発表基準一覧表 最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載されている。」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo.html （エ） 略			
（オ） 早期注意情報（警報級の可能性）【P. 220～221】 今後気象状況悪化のおそれがある場合、5 日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の 2 段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、				（オ） 早期注意情報（警報級の可能性）【P. 220～221】 5 日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の 2 段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、			

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨_____に関して、<u>明日までの期間に</u>[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 ※冬期は県北部、県南部で発表 (カ) 略 イ 気象情報【P. 221】 気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する____場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>注意</u>を解説する場合に発表する。_____大雨に関する情報、_____記録的短時間大雨情報、<u>線状降水帯情報</u>、台風に関する情報などがある。_____ <u>県南部・県北部とも神戸地方気象台が発表する。</u> (ア)略 (イ) 線状降水帯情報【P. 221】 次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、長さ50～300km程度、幅20～50km程度の線状に伸びる強い降水域を線状降水帯といい、長く続く顕著な大雨によって甚大な被害が発生するため、気象庁では顕著な大雨に関する気象情報として、線状降水帯の情報を発表して<u>います</u>。	天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨、<u>高潮</u>に関して、_____ [高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 ※冬期は県北部、県南部で発表 (カ) 略 イ 気象情報【P. 221】 気象情報は_____、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>留意点</u>を解説する場合に発表する。<u>気象情報には、大雨に関する情報、顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、_____台風に関する情報などがある。また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で発表する。</u> (ア) 略 (イ) 線状降水帯情報【P. 221】 次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、長さ50～300km程度、幅20～50km程度の線状に伸びる強い降水域を線状降水帯といい、長く続く顕著な大雨によって甚大な被害が発生するため、気象庁では顕著な大雨に関する気象情報として、線状降水帯の情報を発表して<u>いる</u>。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
ウ 火災警報 （前段略） （ア）略 （イ）強風注意報基準 陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。 知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに<u>市長</u>に通報することとする。 <u>市長</u>は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発することとする。 エ 避難指示等の判断材料となる情報の提供【P. 222】 （ア） 水害に関する情報 a 本文略	ウ 火災警報 （前段略） （ア）略 （イ）強風注意報基準 陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。 知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに<u>西はりま消防組合管理者</u>に通報することとする。 <u>西はりま消防組合管理者</u>は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発することとする。 エ 避難指示等の判断材料となる情報の提供【P. 222】 （ア） 水害に関する情報 a 本文略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行		修正案	
種 類	概 要	種 類	概 要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。 <u>（新設）</u> ・ _____ ・ _____ _____ ・ _____ _____ ・ _____ _____ ・ _____ _____	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。 <u>【 5 段階：必要とされる行動等】</u> ・ 「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当</u> ・ 「危険」（紫）：<u>各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動</u> ・ 「警戒」（赤）：<u>安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。</u> ・ 「注意」（黄）：<u>各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。</u> ・ 「今後の情報等に注意」（白）：<u>今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行		修正案	
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。 <u>（新設）</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当 ・<u>（新設）</u>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。 <u>【5 段階：必要とされる行動等】</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保</u>する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当 ・<u>「今後の情報等に注意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意</u>
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案			
b 略				b 略			
c 洪水予報（対象：洪水予報河川）【P. 223～225】				c 洪水予報（対象：洪水予報河川）【P. 223～225】			
(a) から (c) 略				(a) から (c) 略			
種 類	情報名	発表基準	警戒レベル	種 類	情報名	発表基準	警戒レベル
略				略			
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき		「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	
(新設)				※河川・気象情報の改善に関する検証報告書（令和2年3月）に基づき、気象庁と国土交通省が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、県気象情報として発表する。			
d から f 略				d から f 略			
(イ) 土砂災害に関する情報【P. 226～227】				(イ) 土砂災害に関する情報【P. 226～227】			
a から d 略				a から d 略			
e 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）				e 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）			
神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警報（土				神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警報（土			

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案								
砂災害）の危険度分布）を提供する。 <table border="1" data-bbox="127 379 1111 1348"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td> 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （新設） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> ・（新設） </td></tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （新設） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> ・（新設）	砂災害）の危険度分布）を提供する。 <table border="1" data-bbox="1146 368 2130 1358"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td> 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 【5段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報に留意」（白）：<u>今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意</u> </td></tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 【5段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報に留意」（白）：<u>今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意</u>
種 類	概 要								
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （新設） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> ・（新設）								
種 類	概 要								
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 【5段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報に留意」（白）：<u>今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意</u>								

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
オ 津波警報等と津波予報の発表 (ア) 津波警報等の内容 (本文略) (津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)	オ 津波警報等と津波予報の発表 (ア) 津波警報等の内容 (本文略) (津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案					
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数 値 での 発表	巨大地震の場合の発表						
大津波警報	予想される津波の ____ 高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<予想高さ≤10m	10m					10m (5m<予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		3m<予想高さ≤5m	5m					5m (3m<予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)		

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行						修正案					
津波 警報	予想される津波の_____高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<u>1m < 予想高さ ≤ 3m</u>	3m _____ _____	高い	_____ _____ _____ _____ _____ _____	津波 警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m <u>(1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)</u>	高い	<u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</u> <u>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>	
津波 注意報	予想される津波の_____高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<u>0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m</u>	1m _____ _____	(表記なし)	<u>海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除さまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u>	津波 注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m <u>(0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)</u>	(表記しない)	<u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだか流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u> <u>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u>	

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案									
(イ) 津波予報の内容【P. 227～228】 気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。 (津波予報と内容) <table><tr><th>種 類</th><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr><tr><td rowspan="3">津波予報</td><td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td></tr><tr><td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td><td>高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr></table> (新設) </	種 類	発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
種 類	発表基準	発表内容								
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表								
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表								
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表								

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 (ウ) 津波予報区 相生市の予報区は、兵庫県瀬戸内海沿岸<u>になる</u>。	と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 (ウ) 津波予報区 相生市の予報区は、兵庫県瀬戸内海沿岸<u>である</u>。
カ 地震及び津波に関する情報【P. 228】 (前段略) (地震情報・種類と発表基準及び内容)	カ 地震及び津波に関する情報【P. 228】 (前段略) (地震情報・種類と発表基準及び内容)

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域名と市町村名を発表 ^{*1} 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村等の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表	(削除)		

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地震毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点 毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表_____	長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地震ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （新設） _____ _____	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を_____概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表_____ （新設） _____ _____	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
※1 次の基準による ・その地震による最大震度が「震度 6 弱以上」→「震度 5 弱以上」を観測した市町村名を発表 ・その地震による最大震度が「震度 5 強又は 5 弱」→「震度 4 以上」を観測した市町村名を発表 ・その地震による最大震度が「震度 4 又は 3」→「震度 3 以上」を観測した市			_____ _____ _____ _____ _____ _____		

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
-----	-----

町村名を公表

(出所：気象庁地震津波業務規則)

(津波情報の種類と内容)【P. 229】

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は <u>2種類の定性的表現で発表</u>
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表(※3)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり 観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

(津波情報の種類と内容)【P. 229】

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「 <u>巨大</u> 」や「 <u>高い</u> 」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	(削除)	

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、

観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに__及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の__到達時刻、最大波の__到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・ <u>最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。</u> <u>また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表し、津波が到達中であることを伝える。</u> <u>（※3）津波に関するその他の情報の発表内容について</u> <u>ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、「オ 津波警報等と津波予報の発表」の「(イ) 津波予報の内容」に記載されている「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。</u> （最大波の観測地の発表内容） 表 略	（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、_及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の<u>推定</u>到達時刻、最大波の<u>推定</u>到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・ <u>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> ・ <u>ただし、沿岸からの距離が100km を超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ （最大波の観測地の発表内容） 表 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
(最大波の観測値_____の発表内容 (沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点))【P. 230-1】			(最大波の観測値及び <u>推定値</u> の発表内容 (沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点))【P. 230-1】		
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で <u>推測</u> される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	大津波警報	沿岸で <u>推定</u> される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で <u>推測</u> される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表		沿岸で <u>推定</u> される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で <u>推測</u> される津波の高さ≥1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波警報	沿岸で <u>推定</u> される津波の高さ≥1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で <u>推測</u> される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表		沿岸で <u>推定</u> される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
キ 緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等【P. 230】 気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて市民に提供する。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。 _____ 相生市は、兵庫県南西部で発表される。			キ 緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等【P. 230】 気象庁は、震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。		

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(新設) 震度階級表 略	相生市は、兵庫県南西部で発表される。 <u>(注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。ただし、解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</u> 震度階級表 略

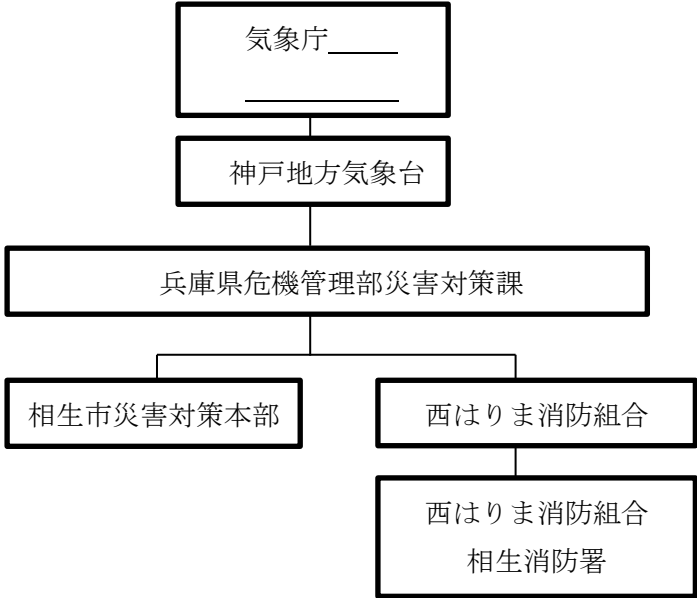
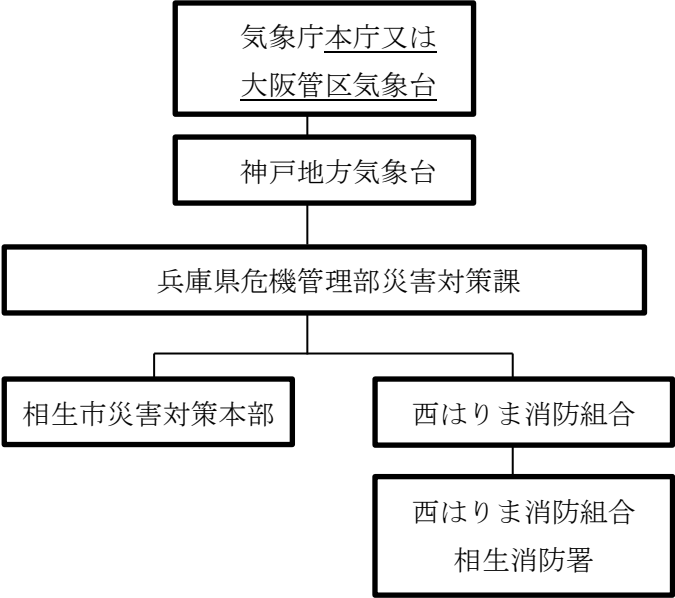
相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
ク 伝達系統【P. 232】 (ア) 気象予警報 (本文略)	ク 伝達系統【P. 232】 (ア) 気象予警報 (本文略)

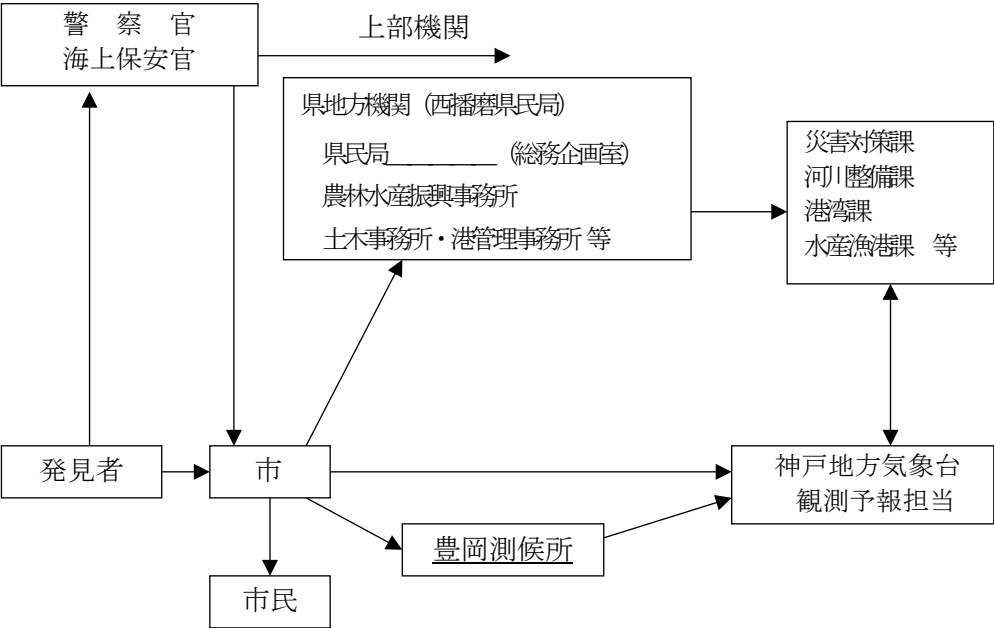
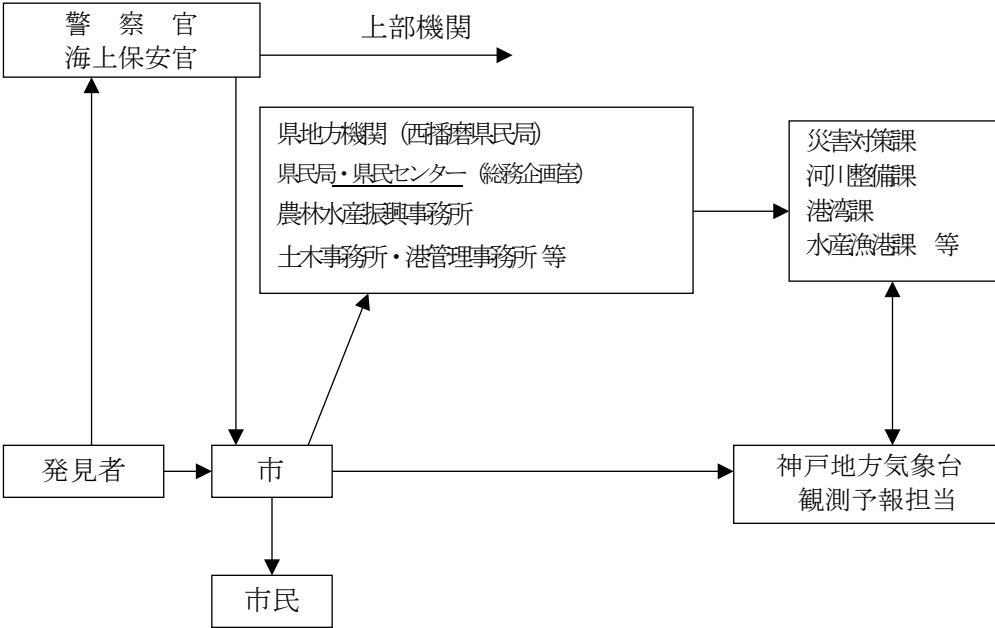
相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(イ) 津波予報の伝達と津波監視 (本文略) a 津波警報・注意報の伝達系統 <pre> graph TD A[気象庁] -- "警報のみ" --> B[神戸地方気象台] A -- "警報のみ" --> C[近畿管区警察局] A -- "警報のみ" --> D[大阪管区気象] C --> E[兵庫県警察本部 地域部通計指令課] E --> F[相生警察署] F --> G[西はりま消防組合] G --> H[相生市 災害対策本部] D --> I[株式会社NTT マーケティング アクト福岡 104 センタ] I --> H B --> J[第五管区海上保安本部] B --> K[近畿地方整備局兵庫国道事務所] B --> L[近畿地方整備局姫路河川国道事務所] B --> M[神戸運輸監理部] B --> N[兵庫県警察本部警備部災害対策課] B --> O[兵庫県危機管理部災害対策課] B --> P[NHK 神戸放送局] B --> Q[ラジオ関西] B --> R[サンテレビ] J --> H K --> H L --> H M --> H N --> H O --> H P --> H Q --> H R --> H </pre> b 略	(イ) 津波予報の伝達と津波監視 (本文略) a 津波警報・注意報の伝達系統 <pre> graph TD A[気象庁本庁又は大阪管区気象台] -- "警報のみ" --> B[神戸地方気象台] A -- "警報のみ" --> C[警察庁] A -- "警報のみ" --> D[大阪管区気象] C --> E[兵庫県警察本部 地域部通計指令課] E --> F[相生警察署] F --> G[西はりま消防組合] G --> H[相生市 災害対策本部] D --> I[株式会社NTT マーケティング アクト福岡 104 センタ] I --> H B --> J[第五管区海上保安本部] B --> K[近畿地方整備局兵庫国道事務所] B --> L[近畿地方整備局姫路河川国道事務所] B --> M[神戸運輸監理部] B --> N[兵庫県警察本部警備部災害対策課] B --> O[兵庫県危機管理部災害対策課] B --> P[NHK 神戸放送局] B --> Q[ラジオ関西] B --> R[サンテレビ] J --> H K --> H L --> H M --> H N --> H O --> H P --> H Q --> H R --> H </pre>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(ウ) 地震及び津波に関する情報伝達系統【P. 234】 地震及び津波に関する情報は、次の経路で伝達される。  <pre> graph TD A[気象庁] --> B[神戸地方気象台] B --> C[兵庫県危機管理部災害対策課] C --> D[相生市災害対策本部] C --> E[西はりま消防組合] E --> F[相生消防署] </pre> (エ) から (オ) 略 ケ 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置【P. 235】	b 略 (ウ) 地震及び津波に関する情報伝達系統【P. 234】 地震及び津波に関する情報は、次の経路で伝達される。  <pre> graph TD A[気象庁本庁又は大阪管区気象台] --> B[神戸地方気象台] B --> C[兵庫県危機管理部災害対策課] C --> D[相生市災害対策本部] C --> E[西はりま消防組合] E --> F[相生消防署] </pre> (エ) から (オ) 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(本文略) (ア) から (ウ) 略 (エ) 県地方機関の通報 (前段略)  (2) 災害情報の収集、報告等【P. 235】 ア 被害状況の収集 市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を各部において収集及び整理し、防災班において取りまとめるものとする。 その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが	ケ 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置【P. 235】 (本文略) (ア) から (ウ) 略 (エ) 県地方機関の通報 (前段略)  (2) 災害情報の収集、報告等【P. 235】 ア 被害状況の収集 市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備し、収集することとする。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
-----	-----

できないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の収集に努める。

また、指定公共機関、指定行政機関は、_____県、市による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、_____各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。

イ 各部における調査事項及び報告_____系統【P. 236】

部	調査事項	調査（報告）系統
略		
建設農林部	1 土木関係の被害調査 2 建築関係（住宅）の被害調査 3 農林・水産関係の被害調査 4 下水道施設の被害調査	建設農林総務班 市民 調査班 _____ < _____ _____ 農林水産班 < 市民 市立施設 民間施設
救 護 部	医療施設（市民病院）の被害調査	救急総務班 ——— 市民病院
教 育 部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班 各幼稚園 < 各学校 社会教育施設
西はりま 消防組合 相生消防署	1 救急救助に関する被害調査 2 火災に関する被害調査 3 行方不明に関する被害調査	<u>相生消防班</u> — 西はりま防本部消

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の収集に努める。

指定公共機関、指定行政機関は、通信手段の途絶等により県、市による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。

イ 各部における調査事項及び調査（報告）系統【P.236】

部	調査事項	調査（報告）系統
略		
建設農林部	1 土木関係の被害調査 2 建築関係（住宅）の被害調査 3 農林・水産関係の被害調査 4 下水道施設の被害調査	建設農林総務班 - 市民調査班 下水道班 - 市民市立施設 - 民間施設 農林水産班 - 市民市立施設 - 民間施設
救 護 部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班 —— 市民病院
教 育 部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班 - 各幼稚園 - 各学校 - 社会教育施設
西はりま 消防組合	1 救急救助に関する被害調査 2 火災に関する被害調査	相生消防署 — 西はりま防本部消

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行

ウ 略

エ 被害状況の調査及び報告系統【P. 237】
市は、県に災害情報を報告する。
(新設)

報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。
(後段略)

No	情 報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1から8 略					
9	ライフライン 情報	本部室	関西電力送配電 (株) 西日本電信電話 (株)	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話 携帯電話 県災害対応総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)
		企画総務部 建設農林部	上下水道課各係	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話 携帯電話 県災害対応総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)
10から16 略					

修正案

ウ 略

エ 被害状況の調査及び報告系統【P. 237】
市は、県に災害情報を報告する。
また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。
報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。
(後段略)

No	情 報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1から8 略					
9	ライフライン 情報	本部室	関西電力送配電 (株) 西日本電信電話 (株)	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話 携帯電話 県災害対応総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)
		企画総務部 建設農林部	西播磨水道企業団 下水道課	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話 携帯電話 県災害対応総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
オからス 略 (3) 略 (4) 被災者支援のための情報の収集・活用 (本文略) ア 略 イ 被災者台帳の作成【P. 244】 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討する<u>ものとする</u>。 (後段略) ウ リ災証明書の交付【P. 245】 県は、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施する。その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者が参加可能となるよう、実施方法の工夫に努めることとする。 市は、<u>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付することとする。</u>	10 から 16 略 オからス 略 (3) 略 (4) 被災者支援のための情報の収集・活用 (本文略) ア 略 イ 被災者台帳の作成【P. 244】 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討する_____。 (後段略) ウ リ災証明書の交付【P. 245】 県は、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施する。その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者が参加可能となるよう、実施方法の工夫に努めることとする。 市は、<u>災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
_____ 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 自衛隊への派遣要請 1から2 略 3 取組み内容 (1) 自衛隊災害派遣要請計画 アからカ 略 キ 市の任務【P.247】 (ア) 作業実施期間中の現場責任者の<u>設定</u> (イ) から (エ) 略 クからサ 略 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関等との連携 1から2 略 3 取組み内容 (1) 要請に関する事項 (後段略) ア 略	<u>定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u> 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 自衛隊への派遣要請 1から2 略 3 取組み内容 (1) 自衛隊災害派遣要請計画 アからカ 略 キ 市の任務【P.247】 (ア) 作業実施期間中の現場責任者の<u>指定</u> (イ) から (エ) 略 クからサ 略 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関等との連携 1から2 略 3 取組み内容 (1) 要請に関する事項 (後段略)

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案				
イ 相互応援協定等【P. 252】 (令和 <u>6</u> 年10月1日現在) 【行政間】					ア 略 イ 相互応援協定等【P. 252】 (令和 <u>7</u> 年10月1日現在) 【行政間】				
番号	協 定 名	締結年月日	協定締結先	協定内容	番号	協 定 名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1から7 略					1から7 略				
8	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20. 7. 31 _____	相生市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置	8	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20. 7. 31 <u>(当初)</u>	相生市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置
9から12 略					9から12 略				
【支援物資】					【支援物資】				
番号	協 定 名	締結年月日	協定締結先	協定内容	番号	協 定 名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1から4 略					1から4 略				
<u>5</u>	災害時における飲料供給に関する覚書	<u>R2. 4. 1</u>	<u>ヤスタ産業 (株)</u>	非常時飲料供給機能付き自動販売機	<u>5</u>	災害時における飲料供給に関する覚書	R4. 4. 1	ダイドードリンコ(株)	非常時飲料供給機能付き自動販売機
<u>6</u>	災害時における飲料供給に関する覚書	R4. 4. 1	ダイドードリンコ(株)	非常時飲料供給機能付き自動販売機	<u>6</u>	災害時における非常用備品の支援等に関する協定	R5. 9. 20	株式会社西播テント工業	避難所及び救援物資等保管用テント等の供給
<u>7</u>	災害時における非常用備品の支援等に関する協定	R5. 9. 20	株式会社西播テント工業	避難所及び救援物資等保管用テント等の供給	<u>7</u>	災害時における物資供給に関する協定	<u>R7. 6. 2</u>	<u>NPO 法人コメリ災害対策センター</u>	物資の優先供給
<u>8</u>	<u>(新設)</u>	_____	_____	_____	<u>8</u>	災害時における物資供給に関する協定	<u>R7. 9. 24</u>	<u>プラス株式会社ジョインテックスカンパニー</u>	災害時における物資供給
(後段略)					(後段略)				

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第6節 災害救助法の適用 1から2 略 3 取組み内容 (1)から(4) 略 (5) 救助の実施及び応急措置【P. 264】 ア 実施機関 (ア) 市 市は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。 <u>その実施の細目については、あらかじめ地域防災計画定める。</u> (イ)から(エ) 略 イ 略	第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第6節 災害救助法の適用 1から2 略 3 取組み内容 (1)から(4) 略 (5) 救助の実施及び応急措置【P. 264】 ア 実施機関 (ア) 市 市は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。 <u>また、市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> (イ)から(エ) 略 イ 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 消防活動計画 1 から 2 略 3 取組み内容 (1) 略 (2) 応急活動態勢の確立 ア 一般災害 (ア) 警報等 a 火災警報 (本文略) (a) 略 (b) 強風注意報基準【P. 271】 陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。 知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに<u>市町長</u>に通報することとする。 <u>市長</u>は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発することとする。 (後段略)	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 消防活動計画 1 から 2 略 3 取組み内容 (1) 略 (2) 応急活動態勢の確立 ア 一般災害 (ア) 警報等 a 火災警報 (本文略) (a) 略 (b) 強風注意報基準【P. 271】 陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。 知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに<u>西はりま消防組合管理者</u>に通報することとする。 <u>西はりま消防組合管理者</u>は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発することとする。 (後段略)

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 水防計画 1 から 2 略 3 取組み内容 （1）から（2） 略 （3）応急対策 アからキ 略 ク 気象情報及び水防非常配備【P. 280】 （ア） 津波注意報、警報の種類及び発表基準表基準 （本文略） <u>（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）</u>	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 水防計画 1 から 2 略 3 取組み内容 （1）から（2） 略 （3）応急対策 アから 略 ク 気象情報及び水防非常配備【P. 280】 （ア） 津波注意報、警報の種類及び発表基準表基準 （本文略） <u>（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行						修正案					
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見 聞きした場合にと るべき行動	発表 管署	津波警報 等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行 動
			数値 での発 表	巨大地 震の場合 の発表					数値での発表 (予想される津 波の高さ区分)	巨大地 震の場合 の発表	
大津波警報	予想される 津波の____ ____高さが高 いところで3 mを超える場 合	10m<予想 高さ	10m 超	巨大	<u>陸域に津波が浸 水するおそれがあるため、沿岸部や 川沿いにいる人 は、ただちに高台 や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除され るまで安全な場所 から離れない。</u>	気象庁 本庁 又は 大阪管 区気象台	大津波警報	予想され る津波の <u>最大波の高さ</u> が 高いところ で3mを 超える場合	10m超 (10m<予想される 津波の <u>最大波の高さ</u>)	巨大	<u>巨大な津波が襲い、木造家屋 が全壊・流失し、人は津波によ る流れに巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、ただちに 高台や津波避難ビルなど安全な 場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。</u>
		5m<予想 高さ ≤10m	10m						10m (5m<予想される 津波の <u>最大波の高さ</u> ≤ 10 m)		
		3m<予想 高さ ≤5m	5m						5m (3m<予想さ れる津波の <u>最大波の高</u> <u>さ</u> ≤5 m)		
津波警報	予想される 津波の____ ____高さが高 いところで1 mを超え、3m 以下の場合	1m<予想 高さ ≤3m	3m	高い			津波警報	予想され る津波の <u>最大波の高さ</u> が 高いところ で1mを超 え、3m以下 の場合	3m (1m<予想さ れる津 波の <u>最大 波の高さ</u> ≤ 3m)	高い	<u>標高の低いところでは津波が 襲い、浸水被害が発生する。人 は津波による流れに巻き込まれ る。 沿岸部や川沿いにいる人はた だちに高台や津波避難ビルなど 安全な場所へ避難する。警報が 解除されるまで安全な場所から 離れない。</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行						修正案				
津波注意報	予想される津波の____高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{予想高さ} \leq 1\text{m}$	1m	(表記なし)	<u>海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u> <u>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u>	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m $(0.2\text{m} \leq \text{予想される 津波の最大波の高さ} \leq 1\text{m})$	(表記しない)	<u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u> <u>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u>
<u>注1) 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</u>										
<u>注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</u>										
<u>注3) 気圧波以外にも、山体崩壊等の火山現象や地震により潮位変化が発生する場合があります。観測結果を基に津波警報・津波注意報を発表する。</u>										

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行		修正案																											
(イ) 津波情報【P. 281】 大津波警報・津波警報・注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予測時刻」等の情報を発表する。 (津波情報の種類と内容) <table><tr><td rowspan="6">(新設)</td><td>情報の種類</td><td>情報の内容</td></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) <u>または2種類の定性的表現</u> で発表</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td><u>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。</u></td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表<u>する。</u>(※1)</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表<u>する。</u></td></tr><tr><td><u>津波に関するその他の情報</u></td><td><u>津波に関するその他必要な事項を発表する。</u></td></tr></table>		(新設)	情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) <u>または2種類の定性的表現</u> で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	<u>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。</u>	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <u>する。</u> (※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>する。</u>	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表する。</u>	(イ) 津波情報【P. 281】 大津波警報・津波警報・注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予測時刻」等の情報を発表する。 (津波情報の種類と内容) <table><tr><td rowspan="5">津波情報</td><td>情報の種類</td><td>情報の内容</td></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) <u>又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</u></td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td><u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を表</u></td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表____<u>__</u>(※1)</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表<u>(※2)</u></td></tr><tr><td colspan="2">(削除)</td></tr></table>		津波情報	情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) <u>又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</u>	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を表</u>	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表____ <u>__</u> (※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>(※2)</u>	(削除)	
(新設)	情報の種類		情報の内容																										
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報		各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) <u>または2種類の定性的表現</u> で発表																										
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報		<u>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。</u>																										
	津波観測に関する情報		沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <u>する。</u> (※1)																										
	沖合の津波観測に関する情報		沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>する。</u>																										
	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表する。</u>																											
津波情報	情報の種類	情報の内容																											
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) <u>又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</u>																											
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を表</u>																											
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表____ <u>__</u> (※1)																											
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>(※2)</u>																											
(削除)																													
(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について		(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について																											

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 - 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (新設)	- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 - 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について - 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 - 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 - ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案																				
(ウ) 津波予報【P. 281】 _____地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、<u>以下</u>の内容を津波予報で発表する。 <table><tr><th>発表基準</th><th>内 容</th><th>発表管 署</th></tr><tr><td>津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)</td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td><td rowspan="3">気 象 庁 本庁又は 大 阪 管 区気象台</td></tr><tr><td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関する<u>その他の情報に含めて発表</u>)</td><td>高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害は心配なく、特段の防災対策の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関する<u>その他の情報に含めて発表</u>)</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr></table> (新設)	発表基準	内 容	発表管 署	津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気 象 庁 本庁又は 大 阪 管 区気象台	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関する <u>その他の情報に含めて発表</u>)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害は心配なく、特段の防災対策の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関する <u>その他の情報に含めて発表</u>)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	(ウ) 津波予報【P. 281】 <u>気象庁は</u>、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には<u>以下</u>の内容を津波予報で発表する。 <table><tr><th>発表基準</th><th>内 容</th><th>発表管 署</th></tr><tr><td>津波が予想されない<u>とき</u> (地震情報に含めて発表)</td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td><td rowspan="3">気 象 庁 本庁又は 大 阪 管 区気象台</td></tr><tr><td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき※ _____</td><td>高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき※ _____ _____</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr></table> ※「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(V T S E 4 1)で発表される。 注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前	発表基準	内 容	発表管 署	津波が予想されない <u>とき</u> (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気 象 庁 本庁又は 大 阪 管 区気象台	0.2m未満の海面変動が予想されたとき※ _____	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき※ _____ _____	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
発表基準	内 容	発表管 署																			
津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気 象 庁 本庁又は 大 阪 管 区気象台																			
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関する <u>その他の情報に含めて発表</u>)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害は心配なく、特段の防災対策の必要がない旨を発表																				
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関する <u>その他の情報に含めて発表</u>)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																				
発表基準	内 容	発表管 署																			
津波が予想されない <u>とき</u> (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気 象 庁 本庁又は 大 阪 管 区気象台																			
0.2m未満の海面変動が予想されたとき※ _____	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表																				
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき※ _____ _____	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																				

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(エ) から (オ) 略 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 救急医療対策計画 1 から 2 略 3 取組み内容 (1) 業務分担【P.288】 (前段略) 災害の発生 ↓ (被害規模に関する情報収集) ・人命救助、救護の状況 ・建物被害・火災被害の状況 (防災班・<u>相生消防班</u>) → 略 (後段略) (2) から (6) 略	に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 <u>2.「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</u> (エ) から (オ) 略 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 救急医療対策計画 1 から 2 略 3 取組み内容 (1) 業務分担【P.288】 (前段略) 災害の発生 ↓ (被害規模に関する情報収集) ・人命救助、救護の状況 ・建物被害・火災被害の状況 (防災班・<u>相生消防署</u>) → 略 (後段略) (2) から (6) 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
-----	-----

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第6節 医療・救護計画

1 略

2 実施主体【P. 294】

	担 当 班	項 目
市 担 当	長寿福祉班 (長寿福祉室・子育て元気課) 救護部(市民病院) ※ただし、人的応援が必要なときは、看護専門学校 班の看護師有資格者をもって 充てる。	(1) 市の対応
		(2) 実施の方法
		<u>(新設)</u>
		(3) 救護所の設置
		(4) 医療救護班の編成
		(5) 救護班の活動内容
		(6) 重篤患者の搬送及び収容
		(7) 医療に係る相互応援協定
		(8) 医薬品等の供給
		(9) 費用の負担区分
		(10) 医療関係ボランティアの支援要請
		<u>(新設)</u>
関係機関	相生市医師会	救護班の派遣、医療の実施
	兵庫県	医療救護活動の総合調整・支援
	日本赤十字社	救護班の派遣等による医療救護活動の 支援

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第6節 医療・救護計画

1 略

2 実施主体【P. 294】

	担 当 班	項 目
市 担 当	長寿福祉班 (長寿福祉室・子育て元気課) 救護部(市民病院) ※ただし、人的応援が必要なときは、看護専門学校 班の看護師有資格者をもって 充てる。	(1) 市の対応
		(2) 実施の方法
		(3) 保健活動拠点の確保
		(4) 救護所の設置
		(5) 医療救護班の編成
		(6) 救護班の活動内容
		(7) 重篤患者の搬送及び収容
		(8) 医療に係る相互応援協定
		(9) 医薬品等の供給
		(10) 費用の負担区分
		(11) 医療関係ボランティアの支援要請
		(12) 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム (HEAT) 等の派遣要請
関係機関	相生市医師会	救護班の派遣、医療の実施
	兵庫県	医療救護活動の総合調整・支援
	日本赤十字社	救護班の派遣等による医療救護活動の 支援

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
３ 取り組み内容 （１）市の対応【P. 294】 市は、次に掲げる場合に医療及び助産を実施する （ア） 災害救助法が適用された場合において、市長の要請により知事が派遣する救護班（DMAT を含む。）が到着するまでの間 （イ） から（ウ） 略 （２） 略 （新設） （３） から（７） 略 （８）医薬品等の供給【P. 298】 ア 略 イ 調達方法 （ア） 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、<u>県健康福祉事務所等に要請</u> と連携し、補給を受ける。 （イ） 市は、医薬品等の供給が自力では困難な場合又は県が必要と認める場合に、供給のあっせんを受けることとする。 （ウ） 市は、<u>県内の医薬品卸売業者が、約３週間分の医薬品等の在庫を有していることから、県を通じて流通在庫の活用を図り、医薬品卸協同組合、医</u> <u>理化機器協会等との連携を強化する。</u> （９） から（１０） 略	３ 取り組み内容 （１）市の対応 市は、次に掲げる場合に医療及び助産を実施する （ア） 災害救助法が適用された場合において、市長の要請により知事が派遣する救護班_____が到着するまでの間 （イ） から（ウ） 略 （２） 略 （３）保健活動拠点の確保 <u>災害時の保健活動拠点は、原則、保険センター内に設置する。</u> （４） から（８） 略 （９）医薬品等の供給【P. 298】 ア 略 イ 調達方法 （ア） 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、<u>県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所））</u> と連携し、補給を<u>行うこととする。</u> （イ） 市は、医薬品等の供給が自力では困難な場合又は県が必要と認める場合に、供給のあっせんを受けることとする。 （ウ） 削除 （１０） から（１１） 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(1 1) (新設)	(1 2) 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣要請
	市は、災害発生時において、以下のチームの派遣要請を県に行うか検討する。
	(1) 避難所及び被災者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請
	(2) 避難所及び被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣要請
	(3) 医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む。）の看護支援活動が実施できるよう災害支援ナースの派遣要請
	(4) 避難所及び被災者等の衛生環境を維持できるよう、感染制御活動を支援する災害時感染制御支援チーム（D I C T）の派遣要請
	(5) 避難所及び被災者等の栄養状態の把握・栄養改善が行えるよう、避難者や被災住民又その支援者に対して、食事状況調査、衛生指導、栄養健康教育、特殊栄養食品の提供、栄養相談等を行う栄養士会災害支援チーム（J D A－D A T）の派遣要請
第 3 編 災害応急対策計画 第 3 章 円滑な災害応急活動の展開 第 8 節 避難計画（一般災害）	第 3 編 災害応急対策計画 第 3 章 円滑な災害応急活動の展開 第 8 節 避難計画（一般災害）

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
1 から 2 略 3 取り組み内容 (1) から (5) 略 (6) 避難所の開設【P. 321】 ア 避難所の開設 (前段略) 自動車避難又は車中泊避難については、ペット避難、新型インフルエンザ等感染症禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。 また、市内の避難所だけでは不足する場合には、市外での避難所開設も行うことができることとする。 (新設) イからウ 略 (7) 略 (8) 避難所の運営【P. 326】 (ア) から (オ) 略 (カ) 市は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保（避難所開設当初から_____	1 から 2 略 3 取り組み内容 (1) から (5) 略 (6) 避難所の開設【P. 321】 ア 避難所の開設 (前段略) 自動車避難又は車中泊避難については、ペット避難、新型インフルエンザ等感染症禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。 また、市内の避難所だけでは不足する場合には、市外での避難所開設も行うことができることとする。 <u>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</u> イからウ 略 (7) 略 (8) 避難所の運営【P. 326】 (ア) から (オ) 略 (カ) 市は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保（避難所開設当初から<u>プライバシー確保の</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
____パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。)、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。災害時には、被災や避難生活に伴う疲労、体調不良、栄養不足等、慣れない環境や作業で熱中症リスクは高くなる可能性があるので、普段以上に体調管理の心がけを促す。 (キ) から (ケ) 略 (コ) 市は、要配慮者や子育て家庭に対しては、____個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女____の多様な性のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。 〔女性__ニーズ例〕 女性専用物干し場・授乳場所や更衣室・生理用品の____配布等 ____(新設)____ ____ ____ ____ ____ ____ (サ) から (シ) 略	<u>ための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。)、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。災害時には、被災や避難生活に伴う疲労、体調不良、栄養不足等、慣れない環境や作業で熱中症リスクは高くなる可能性があるので、普段以上に体調管理の心がけを促す。 (キ) から (ケ) 略 (コ) 市は、要配慮者や子育て家庭、<u>こども・若者に対して</u>個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女<u>及び性的マイノリティなど</u>の多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。 〔女性<u>の</u>ニーズ例〕 女性専用の物干し場、<u>更衣室や授乳場所の確保、生理用品等の女性による</u>配布等 〔性的マイノリティのニーズ例〕<u>____</u> <u>性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、アウトティング（本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）防止への配慮等プライバシーの確保等</u> 〔こども・若者のニーズ例〕<u>____</u> <u>キッズスペース、学習スペースの設置等</u> (サ) から (シ) 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(ス) 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面等幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。 (セ) から (チ) 略 (9) 略 (10) 保健・衛生対策 (カ) 感染症予防対策【P. 330】 a 略 b 市は、被災地において新型インフルエンザ等感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 c 相生市を管轄する赤穂健康福祉事務所は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 d 略 (キ) 略 (11) から (12) 略 (13) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮【P. 331】 市は、やむを得ず避難所に滞在する事ができなかった被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、	(ス) 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮(避難所開設当初からパーティションを設置する等)するほか、文化的・福祉的(段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等)な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。 (セ) から (チ) 略 (9) 略 (10) 保健・衛生対策 (カ) 感染症予防対策【P. 330】 a 略 b 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 c 相生市を管轄する赤穂健康福祉事務所は、感染症患者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 d 略 (キ) 略 (11) から (12) 略 (13) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮【P. 331】 市は、やむを得ず避難所に滞在する事ができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるようにする。 (14) 略 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 住宅対策計画 1から2 略 3 取組み内容 (1) から (2) 略 (3) 住宅の応急修理【P.344】 ア 実施責任機関 (前段略) 市は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者(半壊及び準半壊)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、_____応急修理を実施することとする。 (後段略) イ 略	援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるようにする。 (14) 略 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 住宅対策計画 1から2 略 3 取組み内容 (1) から (2) 略 (3) 住宅の応急修理【P.344】 ア 実施責任機関 (前段略) 市は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者(半壊及び準半壊)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、<u>ブルーシートの展張等を含む</u>応急修理を実施することとする。 (後段略) イ 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案				
(4) から (6) 略					(4) から (6) 略				
第3編 災害応急対策計画					第3編 災害応急対策計画				
第3章 円滑な災害応急活動の展開					第3章 円滑な災害応急活動の展開				
第14節 物資供給計画					第14節 物資供給計画				
1から2 略					1から2 略				
3 取組み内容					3 取組み内容				
(1) 実施方法					(1) 実施方法				
(前段略)					(前段略)				
アからイ 略					アからイ 略				
ウ 備蓄物資【P. 358】					ウ 備蓄物資【P. 358】				
(本文略)					(本文略)				
給水袋(60)	毛布	タオル	哺乳瓶	トイレット ペーパー	給水袋(60)	毛布	タオル	哺乳瓶	トイレット ペーパー
<u>1,000</u> 袋	1,100枚	1,200枚	20本	<u>648</u> 巻	<u>1,200</u> 袋	1,100枚	1,200枚	20本	<u>432</u> 巻
生理用品	乳児用・ 小児用紙おむつ	大人用紙おむつ	携帯トイレ	土のう袋	生理用品	乳児用・ 小児用紙おむつ	大人用紙おむつ	携帯トイレ	土のう袋
3,360枚	512枚	240枚	<u>350</u> 枚	9,200枚	3,360枚	512枚	240枚	<u>3,550</u> 回分	9,200枚
仮設トイレ	簡易トイレ	ブルーシート	小型エンジン発動 機	ポータブル 蓄電池	仮設トイレ	簡易トイレ	ブルーシート	小型エンジン発動 機	ポータブル 蓄電池
10基	<u>155</u> 基	87枚	<u>39</u> 台	5台	10基	<u>165</u> 基	87枚	<u>40</u> 台	5台

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案				
懐中電灯 (電池式)	充電式LED ハンドランプ	充電式LED ハンディライト	ヘッドランプ	手指消毒剤(50)	懐中電灯 (電池式)	充電式LED ハンドランプ	充電式LED ハンディライト	ヘッドランプ	手指消毒剤(50)
65 個	17 本	19 本	15 個	20 本	65 個	17 本	19 本	15 個	4 本
マスク	液体せっけん (250 mℓ)	抗菌消毒剤 (250 mℓ)	テント	ワンタッチ テント	マスク	液体せっけん (250 mℓ)	抗菌消毒剤 (250 mℓ)	テント	ワンタッチ テント
197,984 枚	34 本	17 本	30 張	1 張	151,200 枚	123 本	17 本	30 張	1 張
投光器	充電式クランク チャージランタン	電話機	簡易無線機	発電機用携行缶 (100)	投光器	充電式クランク チャージランタン	電話機	簡易無線機	発電機用携行缶 (100)
29 台	31 台	10 台	39 台	38 台	29 台	31 台	10 台	39 台	38 台
発電機用携行缶 (200)	コードリール	フレコンバッグ (トン袋)	防災ルーム スリッパ	ハンドマイク	発電機用携行缶 (200)	コードリール	フレコンバッグ (トン袋)	防災ルーム スリッパ	ハンドマイク
7 台	24 台	85 枚	50 足	14 個	7 台	24 台	80 枚	50 足	14 個
雨具	長靴	なべ	やかん	炊き出し用釜	雨具	長靴	なべ	やかん	炊き出し用釜
40 個	50 足	10 個	10 個	5 個	40 個	50 足	10 個	10 個	5 個
移動式釜	卓上コンロ	スロープ	非接触型体温計	使い捨て手袋	移動式釜	卓上コンロ	スロープ	非接触型体温計	使い捨て手袋
7 台	10 台	1 台	12 個	12,800 枚	7 台	10 台	1 台	12 個	12,800 枚
ガウン	フェイスガード	間仕切り	プライベート テント	段ボールベッド	ガウン	フェイスガード	間仕切り	プライベート テント	段ボールベッド
297 着	62 枚	10 個	46 張	10 個	297 着	62 枚	10 個	186 張	10 個
空気清浄機	ゴーグル	担架	リヤカー		空気清浄機	ゴーグル	担架	リヤカー	
5 台	80 個	7 台	38 台		5 台	80 個	7 台	38 台	
第 3 編 災害応急対策計画 第 3 章 円滑な災害応急活動の展開					第 3 編 災害応急対策計画 第 3 章 円滑な災害応急活動の展開				

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案																				
第 1 5 節 健康対策計画 1 略 2 実施主体【P. 360】 <table><tr><td></td><td>担 当 班</td><td>項 目</td></tr><tr><td rowspan="2">市 担 当</td><td rowspan="2">長寿福祉班 (長寿福祉室・子育て元気課)</td><td>(1) 相生市災害時保健活動マニュアル(保健師、栄養士活動編)に基づいた活動</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></table> 3 取組み内容 (1) 相生市災害時保健活動マニュアル(保健師、栄養士活動編)に基づいた活動(本文略) (2) 略 (3) 巡回栄養相談の実施 (ア) 市は災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、<u>県栄養士会等関係団体</u>と連携をとりながら避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 (イ) から (ウ) 略 (4) から (6) 略		担 当 班	項 目	市 担 当	長寿福祉班 (長寿福祉室・子育て元気課)	(1) 相生市災害時保健活動マニュアル(保健師、栄養士活動編)に基づいた活動	略	略			第 1 5 節 健康対策計画 1 略 2 実施主体【P. 360】 <table><tr><td></td><td>担 当 班</td><td>項 目</td></tr><tr><td rowspan="2">市 担 当</td><td rowspan="2">長寿福祉班 (長寿福祉室・子育て元気課)</td><td>(1) 相生市災害時保健活動マニュアル_____に基づいた活動</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></table> 3 取組み内容 (1) 相生市災害時保健活動マニュアル_____に基づいた活動(本文略) (2) 略 (3) 巡回栄養相談の実施 (ア) 市は災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、<u>栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)</u>等関係団体と連携して、_____避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 (イ) から (ウ) 略 (4) から (6) 略		担 当 班	項 目	市 担 当	長寿福祉班 (長寿福祉室・子育て元気課)	(1) 相生市災害時保健活動マニュアル_____に基づいた活動	略	略		
	担 当 班	項 目																			
市 担 当	長寿福祉班 (長寿福祉室・子育て元気課)	(1) 相生市災害時保健活動マニュアル(保健師、栄養士活動編)に基づいた活動																			
		略																			
略																					
	担 当 班	項 目																			
市 担 当	長寿福祉班 (長寿福祉室・子育て元気課)	(1) 相生市災害時保健活動マニュアル_____に基づいた活動																			
		略																			
略																					

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第３編 災害応急対策計画 第３章 円滑な災害応急活動の展開 第３２節 上水道に関する災害応急対策計画 １から２ 略 ３ 取組み内容 （１）応急対策の方法【P.414】 （本文略） ア 災害発生直後の対応 （ア） 略 （イ） 被害（断水状況）の把握 水道の各施設（_____取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。 被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。 （ウ） 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、国土交通省_____、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。 イ 略 第３編 災害応急対策計画 第３章 円滑な災害応急活動の展開	第３編 災害応急対策計画 第３章 円滑な災害応急活動の展開 第３２節 上水道に関する災害応急対策計画 １から２ 略 ３ 取組み内容 （１）応急対策の方法【P.414】 （本文略） ア 災害発生直後の対応 （ア） 略 （イ） 被害（断水状況）の把握 水道の各施設（<u>貯水</u>、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。 被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。 （ウ） 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、国土交通省<u>近畿地方整備局</u>、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。 イ 略 第３編 災害応急対策計画 第３章 円滑な災害応急活動の展開

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第３３節 下水道に関する災害応急対策計画 １ から ２ 略 ３ 取組み内容 （１） 略 （２） 被害状況の把握と応急措置の実施【P. 417】 ア 略 イ 応急復旧計画の策定 被災箇所の応急復旧に<u>当たっては、</u> <u>_____その緊急度等を考慮し、工法・人員・資機材等を勘案の上、全体の応急</u> <u>復旧計画を策定して実施する_____。</u> ウ 略 第３編 災害応急対策計画 第３章 円滑な災害応急活動の展開 第３７節 教育対策計画 １ から ２ 略 ３ 取組み内容 （１） から（４） 略【P. 427】 （５） 学校施設と教職員の確保 （ア）（イ） 略 （ウ）<u>（新設）</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>	第３３節 下水道に関する災害応急対策計画 １ から ２ 略 ３ 取組み内容 （１） 略 （２） 被害状況の把握と応急措置の実施【P. 417】 ア 略 イ 応急復旧計画の策定 被災箇所の応急復旧に<u>あつては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化</u> <u>を図り、その緊急度等を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急</u> <u>復旧計画を策定して迅速な復旧に努めることとする。</u> ウ 略 第３編 災害応急対策計画 第３章 円滑な災害応急活動の展開 第３７節 教育対策計画 １ から ２ 略 ３ 取組み内容 （１） から（４） 略【P. 427】 （５） 学校施設と教職員の確保 （ア）（イ） 略 （ウ） <u>市教育委員会は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、震</u> <u>災・学校支援チーム(EARTH)等の派遣を要請するものとする。また、必要</u> <u>に応じて、県教育委員会を通じて、被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)</u> <u>を活用し、国(文部科学省)の職員や他の地方公共団体等の学校支援チー</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
表 略 (6) から (9) 略 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第39節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進 1 から 2 略 3 取組み内容 (1) 対策内容 アからイ 略 ウ 河川等(下水道施設含む)【P. 435】 (ア) 市は、緊急点検を実施し、被害状況_____を把握の上、管理者へ堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するよう依頼する。 (イ) から (ウ) 略 エからキ 略 (2) 略 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第41節 海上災害応急対策計画	<u>ム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を要請するものとする。</u> 表 略 (6) から (9) 略 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第39節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進 1 から 2 略 3 取組み内容 (1) 対策内容 アからイ 略 ウ 河川等(下水道施設含む)【P. 435】 (ア) 市は、緊急点検を実施し、被害状況<u>と危険箇所</u>を把握の上、管理者へ堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するよう依頼する。 (イ) から (ウ) 略 エからキ 略 (2) 略 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第41節 海上災害応急対策計画

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案																												
1 から 2 略 3 取組み内容 (1) から (3) 略 (4) 海上災害発生情報の伝達・周知【P. 443】 ア 略 イ 船舶・一般への周知 (ア) 船舶への周知 (本文略) <table><tr><th>機 関</th><th>周 知 手 段</th><th>対 象 船 舶</th></tr><tr><td>第五管区海上保安本部</td><td>航 行 警 報 安 全 通 報</td><td rowspan="2">航 行 船 舶 泊 船 舶</td></tr><tr><td>姫路海上保安部</td><td><u>巡視船艇、航空機</u> による周知</td></tr><tr><td>放送局 {NHK 民 放</td><td>テ レ ビ ラ ジ オ</td><td>船 舶</td></tr><tr><td>港 湾 管 理 者</td><td>自動車、船舶等による訪船 拡声器による周知</td><td>港 内 船 舶</td></tr></table> (イ) 沿岸市民への周知【P. 444】 (本文略)	機 関	周 知 手 段	対 象 船 舶	第五管区海上保安本部	航 行 警 報 安 全 通 報	航 行 船 舶 泊 船 舶	姫路海上保安部	<u>巡視船艇、航空機</u> による周知	放送局 {NHK 民 放	テ レ ビ ラ ジ オ	船 舶	港 湾 管 理 者	自動車、船舶等による訪船 拡声器による周知	港 内 船 舶	1 から 2 略 3 取組み内容 (1) から (3) 略 (4) 海上災害発生情報の伝達・周知【P. 443】 ア 略 イ 船舶・一般への周知 (ア) 船舶への周知 (本文略) <table><tr><th>機 関</th><th>周 知 手 段</th><th>対 象 船 舶</th></tr><tr><td>第五管区海上保安本部</td><td>航 行 警 報 安 全 通 報</td><td rowspan="2">航 行 船 舶 泊 船 舶</td></tr><tr><td>姫路海上保安部</td><td><u>——船艇、航空機等</u> による周知</td></tr><tr><td>放送局 {NHK 民 放</td><td>テ レ ビ ラ ジ オ</td><td>船 舶</td></tr><tr><td>港 湾 管 理 者</td><td>自動車、船舶等による訪船 拡声器による周知</td><td>港 内 船 舶</td></tr></table> (イ) 沿岸市民への周知【P. 444】 (本文略)	機 関	周 知 手 段	対 象 船 舶	第五管区海上保安本部	航 行 警 報 安 全 通 報	航 行 船 舶 泊 船 舶	姫路海上保安部	<u>——船艇、航空機等</u> による周知	放送局 {NHK 民 放	テ レ ビ ラ ジ オ	船 舶	港 湾 管 理 者	自動車、船舶等による訪船 拡声器による周知	港 内 船 舶
機 関	周 知 手 段	対 象 船 舶																											
第五管区海上保安本部	航 行 警 報 安 全 通 報	航 行 船 舶 泊 船 舶																											
姫路海上保安部	<u>巡視船艇、航空機</u> による周知																												
放送局 {NHK 民 放	テ レ ビ ラ ジ オ	船 舶																											
港 湾 管 理 者	自動車、船舶等による訪船 拡声器による周知	港 内 船 舶																											
機 関	周 知 手 段	対 象 船 舶																											
第五管区海上保安本部	航 行 警 報 安 全 通 報	航 行 船 舶 泊 船 舶																											
姫路海上保安部	<u>——船艇、航空機等</u> による周知																												
放送局 {NHK 民 放	テ レ ビ ラ ジ オ	船 舶																											
港 湾 管 理 者	自動車、船舶等による訪船 拡声器による周知	港 内 船 舶																											

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕	
現 行	修正案

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
機 関	周 知 手 段	周 知 事 項	機 関	周 知 手 段	周 知 事 項
市	防災行政無線等	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用の制限、禁止及び交通の制限、禁止に関する事項 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項	市	防災行政無線等	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用の制限、禁止及び交通の制限、禁止に関する事項 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項
警 察	パトカーの拡声器等		警 察	パトカーの拡声器等	
海上保安部	巡視船艇、航空機等の拡声器		海上保安部	____船艇、航空機等の拡声器	
放送局 { NHK 民 放	テレビ ラジオ		放送局 { NHK 民 放	テレビ ラジオ	
第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第43節 危険物事故及び原子力等災害応急対応計画 1から2 略 3 取組み内容 （1）から（4） 略 （5） 原子力災害等における避難等の実施【P.454】 アからウ 略 エ 県外からの避難の受入れ体制の整備 （ア）から（イ） 略			第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第43節 危険物事故及び原子力等災害応急対応計画 1から2 略 3 取組み内容 （1）から（4） 略 （5） 原子力災害等における避難等の実施【P.454】 アからウ 略 エ 県外からの避難の受入れ体制の整備 （ア）から（イ） 略		

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(ウ) 広域避難の受入体制の整備 a 略 b 避難所の指定・開設 市は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。県から避難所の開設準備を要請された場合、すみやかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示することとする。 また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行うこととする。避難所の開設期間は、<u> </u> <u>おおむね２か月程度を目安とする。</u> <u> </u> c から d 略 (エ) 略 (６) から (１３) 略 第４編 災害復旧計画 第１節 公共施設等の災害復旧【P.465】 １から２ 略 ３ 取組み内容 (１) 略 (２) 災害復旧事業計画の策定 (本文略) ア 災害復旧事業<u>計画</u>の種類 (ア) 公共土木施設災害復旧事業<u>計画</u>	(ウ) 広域避難の受入体制の整備 a 略 b 避難所の指定・開設 市は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。県から避難所の開設準備を要請された場合、すみやかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示することとする。 また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行うこととする。避難所の開設期間は、<u>被災地域が広域にわたる等の原子力災害の特性に配慮し、目安として２か月を上限とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図ることとする。</u> c から d 略 (エ) 略 (６) から (１３) 略 第４編 災害復旧計画 第１節 公共施設等の災害復旧【P.465】 １から２ 略 ３ 取組み内容 (１) 略 (２) 災害復旧事業計画の策定 (本文略) ア 災害復旧事業____の種類 (ア) 公共土木施設災害復旧事業

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
a から k 略 (イ) 農林水産業施設災害復旧事業<u>計画</u> a から c 略 (ウ) 都市施設等災害復旧事業<u>計画</u> a から b 略 (エ) <u>上水道施設</u> (オ) 住宅災害復旧事業<u>計画</u> (カ) 社会福祉施設災害復旧事業<u>計画</u> (キ) 公共医療施設、病院等災害復旧事業<u>計画</u> (ク) 学校教育施設災害復旧事業<u>計画</u> (ケ) 社会教育施設災害復旧事業<u>計画</u> (コ) 中小企業の振興に関する事業計画 (サ) その他の災害復旧事業<u>計画</u> (3) 略 第5編 災害復興計画 第1節 復興体制の確立 1から2 略 3 取組み内容 (1) から (4) 略 (5) 災害復興計画の基本的な考え方【P.486】 市は、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するため、学識経験者、市議会議員、市民代表者及び行政関係職員等により構	a から k 略 (イ) 農林水産業施設災害復旧事業____ a から c 略 (ウ) 都市施設等災害復旧事業____ a から b 略 (エ) <u>廃棄物処理施設災害復旧事業</u> (オ) 住宅災害復旧事業____ (カ) 社会福祉施設災害復旧事業____ (キ) 公共医療施設、病院等災害復旧事業____ (ク) 学校教育施設災害復旧事業____ (ケ) 社会教育施設災害復旧事業____ (コ) 中小企業の振興に関する事業計画 (サ) その他の災害復旧事業____ (3) 略 第5編 災害復興計画 第1節 復興体制の確立 1から2 略 3 取組み内容 (1) から (4) 略 (5) 災害復興計画の基本的な考え方【P.486】 市は、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するため、学識経験者、市議会議員、市民代表者及び行政関係職員等により構

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
成される災害復興計画検討委員会を設置し、国の復興基本方針及び県の復興計画とも調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模、社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。 _____同計画に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る_____。 _____ なお、災害復興方針を策定した場合、速やかにその内容を市民に公表する。 (6) 略 (7) 災害復興計画策定上の留意事項【P. 487】 計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。 (ア) 新設_____ _____ _____ (ア) 多様な行動主体の参画と協働 (本文略) (イ) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ (本文略)	成される災害復興計画検討委員会を設置し、国の復興基本方針及び県の復興計画とも調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模、社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。 <u>市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることとする。</u> <u>市は特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請することとする。</u> なお、災害復興方針を策定した場合、速やかにその内容を市民に公表する。 (6) 略 (7) 災害復興計画策定上の留意事項【P. 487】 計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。 (ア) <u>復興事前準備の実施</u> <u>被災後に早期かつ的確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u> (イ) 多様な行動主体の参画と協働 (本文略) (ウ) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ (本文略)

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行

(ウ) 阪神・淡路大震災等大災害の経験と教訓の活用
(本文略)

第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）
第1章 総則
第3節 防災機関の業務の大綱
1 略
2 自衛隊【P.497】

機関名	予 防	応 急	復 旧 復 興	業務の大綱
陸上自衛 隊 第3師団 (第3特科 連隊)		★		人命救助又は財産保護のための応急対策 の実施

3から8 略

第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）
第3章 地震発生時の応急対策等
第1節 地震発生時の応急対策
1 略

修正案

(エ) 阪神・淡路大震災等大災害の経験と教訓の活用
(本文略)

第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）
第1章 総則
第3節 防災機関の業務の大綱
1 略
2 自衛隊【P.497】

機関名	予 防	応 急	復 旧 復 興	業務の大綱
陸上自衛 隊 第3師団 (中部方面特 科連隊)		★		人命救助又は財産保護のための応急対策 の実施

3から8 略

第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）
第3章 地震発生時の応急対策等
第1節 地震発生時の応急対策
1 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
2 取り組み内容 (1) 略 (2) ア 略 イ 各部における調査事項及び報告系統【P. 509】			2 取り組み内容 (1) 略 (2) ア 略 イ 各部における調査事項及び報告系統【P. 509】		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
略			略		
建設農林部	1 土木関係の被害調査 2 建築関係（住宅）の被害調査 3 農林・水産関係の被害調査 4 下水道施設の被害調査	建設農林総務班 ← 市民調査班 _____ ← _____ 農林水産班 ← 市民市立施設民間施設	建設農林部	1 土木関係の被害調査 2 建築関係（住宅）の被害調査 3 農林・水産関係の被害調査 4 下水道施設の被害調査	建設農林総務班 ← 市民調査班 下水道班 ← 市民市立施設民間施設 農林水産班 ← 市民市立施設民間施設
救 護 部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班 ——— 市民病院	救 護 部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班 ——— 市民病院
教 育 部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班 ← 各幼稚園各学校社会教育施設	教 育 部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班 ← 各幼稚園各学校社会教育施設
西はりま 消防組合 相生消防署	1 救急救助に関する被害調査 2 火災に関する被害調査 3 行方不明に関する被害調査	相生消防班 — 西はりま防本部消	西はりま 消防組合 相生消防署	1 救急救助に関する被害調査 2 火災に関する被害調査 3 行方不明に関する被害調査	相生消防署 — 西はりま防本部消

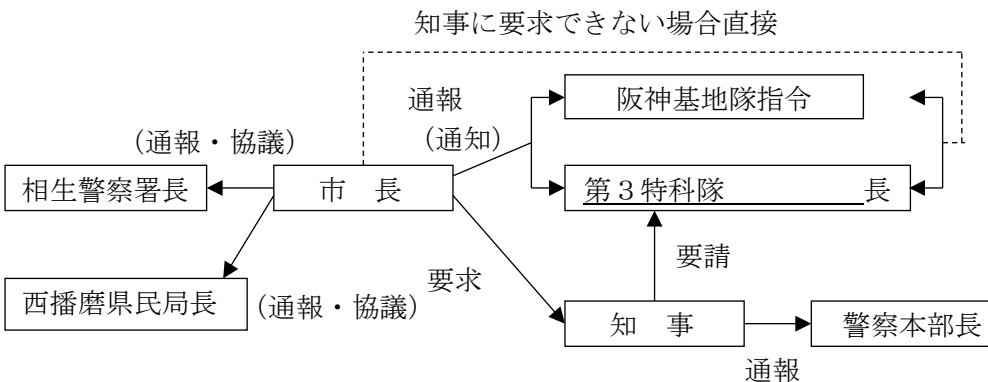
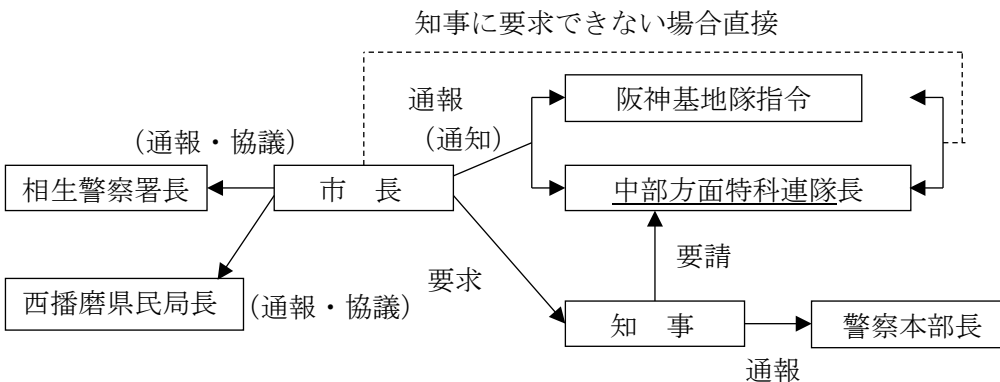
相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案				
第３節 他機関に対する応援要請 １ 略 ２ 取り組み内容【P. 513】 （１）応援協定 ア 略 イ 相互応援協定等 （令和 6 年 10 月 1 日現在） 【行政間】					第３節 他機関に対する応援要請 １ 略 ２ 取り組み内容【P. 513】 （１）応援協定 ア 略 イ 相互応援協定等 （令和 7 年 10 月 1 日現在） 【行政間】				
番号	協 定 名	締結年月日	協定締結先	協定内容	番号	協 定 名	締結年月日	協定締結先	協定内容
１ から ７ 略					１ から ７ 略				
８	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20. 7. 31 _____	相生市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置	８	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20. 7. 31 (当初)	相生市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置
９ から 12 略					９ から 12 略				
【支援物資】					【支援物資】				
番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容	番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
１	緊急時における生活物資確保に関する協定	H10. 6. 30	生活協同組合コープこうべ	生活物資の確保・提供(パン、飲料水、ローソク、タオル、毛布等 30 品目)	１	緊急時における生活物資確保に関する協定	H10. 6. 30	生活協同組合コープこうべ	生活物資の確保・提供(パン、飲料水、ローソク、タオル、毛布等 30 品目)
２	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H18. 12. 20	マックスバリュ西日本(株)	食品・物資・施設・価格情報の提供	２	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H18. 12. 20	マックスバリュ西日本(株)	食品・物資・施設・価格情報の提供

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案				
3	災害時における物資供給に関する協定	H24. 4. 26	セッツカートン(株)	段ボール製簡易ベット等	3	災害時における物資供給に関する協定	H24. 4. 26	セッツカートン(株)	段ボール製簡易ベット等
4	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H31. 3. 28	(株) カワベ	生活物資の確保	4	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H31. 3. 28	(株) カワベ	生活物資の確保
<u>5</u>	<u>災害時における飲料供給に関する覚書</u>	<u>R2. 4. 1</u>	<u>ヤスタ産業(株)</u>	<u>非常時飲料供給機能付き自動販売機</u>	<u>5</u>	災害時における飲料供給に関する覚書	R4. 4. 1	ダイドードリンコ(株)	非常時飲料供給機能付き自動販売機
<u>6</u>	災害時における飲料供給に関する覚書	R4. 4. 1	ダイドードリンコ(株)	非常時飲料供給機能付き自動販売機	<u>6</u>	災害時における非常用備品の支援等に関する協定	R5. 9. 20	株式会社西播テント工業	避難所及び救援物資等保管用テント等の供給
<u>7</u>	災害時における非常用備品の支援等に関する協定	R5. 9. 20	株式会社西播テント工業	避難所及び救援物資等保管用テント等の供給	<u>7</u>	<u>災害時における物資供給に関する協定</u>	<u>R7. 6. 2</u>	<u>NPO 法人コメリ災害対策センター</u>	<u>物資の優先供給</u>
<u>8</u>	<u>(新設)</u>	_____	_____	_____	<u>8</u>	<u>災害時における物資供給に関する協定</u>	<u>R7. 9. 24</u>	<u>プラス株式会社ジョインテックスカンパニー</u>	<u>災害時における物資供給</u>
(後段略)					(後段略)				
(2) 略					(2) 略				

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(3) 自衛隊の派遣要請 (本文略) ア 略 イ 派遣要請系統図【P. 518】  ウからエ 略 (4) 略 第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画） 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第2節 津波からの防護のための施設の整備等【P. 521】	(3) 自衛隊の派遣要請 (本文略) ア 略 イ 派遣要請系統図【P. 518】  ウからエ 略 (4) 略 第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画） 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第2節 津波からの防護のための施設の整備等【P. 521】

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
-----	-----

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班 建設農林総務班 _____	(1) 施設整備等の方針
		(2) 高潮予防施設の現況及び整備計画
		(3) 予防対策
		(4) 孤立防止対策
		(5) 広域防災拠点の運用

第3節 津波に関する情報の伝達等

1 略

2 取組み内容

(1) 略

(2) 津波の発生等に関する情報【P. 523】

ア 津波警報等と津波予報の発表

(ア) 津波予報の内容

(本文略)

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関す	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海

1 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班 建設農林総務班 <u>下水道班</u>	(1) 施設整備等の方針
		(2) 高潮予防施設の現況及び整備計画
		(3) 予防対策
		(4) 孤立防止対策
		(5) 広域防災拠点の運用

第3節 津波に関する情報の伝達等

1 略

2 取組み内容

(1) 略

(2) 津波の発生等に関する情報【P. 523】

ア 津波警報等と津波予報の発表

(ア) 津波予報の内容

(本文略)

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき※_____	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき※_____	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行					修正案					
るその他の情報に含めて発表)		に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表					に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表			
					※ 「 0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報解除後も海面変動が継続するとき」に発表する 津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) で発表される。					
(イ) 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ (本文略)					(イ) 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ (本文略)					
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	発表管署	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害と取るべき行動
大津波警報	予想される津波の____高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10 m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除され	気象庁本庁又は大阪管区气象台	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m<予想高さ ≤10m	10m						10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
		3 m<予想高さ ≤ 5 m	5 m						5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行						修正案					
津波警報	予想される津波の____高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	$1\text{ m} < \text{予想高さ} \leq 3\text{ m}$	3 m	高い	<u>るまで安全な場所から離れない。</u>	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m ($1\text{ m} < \text{予想される津波の最大波の高さ} \leq 3\text{ m}$)	高い	<u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</u> <u>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>	
	津波注意報	予想される津波の____高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{ m} \leq \text{予想高さ} \leq 1\text{ m}$	1 m	<u>(表記なし)</u>		津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m ($0.2\text{ m} \leq \text{予想される津波の最大波の高さ} \leq 1\text{ m}$)	<u>(表記しない)</u>	<u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u> <u>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u>

注) 1から3 略

イ 地震及び津波に関する情報【P. 524】
(本文略)
(地震情報・種類と発表基準及び内容)

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	<u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</u> <u>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>
	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	<u>(表記しない)</u> <u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u> <u>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u>

注) 1から3 略

イ 地震及び津波に関する情報【P. 524】
(本文略)
(地震情報・種類と発表基準及び内容)

注) 1 から 3 略

イ 地震及び津波に関する情報【P. 524】
(本文略)
(地震情報・種類と発表基準及び内容)

注) 1 から 3 略

イ 地震及び津波に関する情報【P. 524】
(本文略)
(地震情報・種類と発表基準及び内容)

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
地震情報 の種類	発表基準	内 容	地震情報 の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報。	震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。）	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> 「津波の心配が大きい」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配が大きい」旨を付加_____ _____	震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	_____ _____ 「津波の心配が大きい」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配が大きい」旨を付加して、 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u>
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度 3 以上 ・津波警報又は注意報発表時 _____ ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、それに加えて、※1震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。</u> _____ _____ <u>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u>	震源・震度____情報	_____ ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 _____ _____	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村等の観測した震度を発表。</u> <u>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</u>

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
各地の 震度に関 する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震 の発生場所（震源）やその規模（マグニチ ュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度 を入手していない地点がある場合は、その 地点名を発表。		(削除)	
その他 の情報	・顕著な地震の震源要素を更新 した場合や地震が多発した場 合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ や地震が多発した場合の震度 1 以上を観 測した地震回数情報等を発表。	その他 の情報	・顕著な地震の震源要素を更新 した場合や地震が多発した場 合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ や地震が多発した場合の震度 1 以上を観 測した地震回数情報等を発表
推計震 度 分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>1 km</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を 図情報として発表。	推計震 度 分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を 図情報として発表。
長周期 地震動に 関する観 測情報	・震度 1 以上を観測した地震の うち長周期地震動階級 1 以上 を観測した場合	地域 <u>毎</u> の震度の最大値・長周期地震動階 級の最大値のほか、 <u>地点毎</u> に、長周期地震 動階級や長周期地震動の周期別階級等を 発表_____	長周期 地震動に 関する観 測情報	・震度 1 以上を観測した地震の うち長周期地震動階級 1 以上 を観測した場合	地域 <u>ごと</u> の震度の最大値・長周期地震動 階級の最大値のほか、 <u>個別</u> の観測点毎に、 長周期地震動階級や長周期地震動の周期 別階級等を発表（ <u>地震発生から10分程度で 1 回発表</u> ）。
遠地地 震に関す る情報	国外で発生した地震について 以下のいずれかを満たした場合 等__ ・マグニチュード7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生 する可能性がある地域で規模	地震の発生時刻、発生場所（震源）及び その規模（マグニチュード）を_____ __概ね30分以内に発表__ 日本や国外への津波の影響に関しても 記述して発表____	遠地地 震に関す る情報	国外で発生した地震について 以下のいずれかを満たした場合 等 [※] ・マグニチュード7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生 する可能性がある地域で規模	地震の発生時刻、発生場所（震源）及び その規模（マグニチュード）を <u>地震発生か ら</u> 概ね30分以内に発表__ 日本や国外への津波の影響に関しても 記述して発表 [※]

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
-----	-----

	の大きな地震を観測した場合 _____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____
	の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を 覚知した場合にも発表するこ とがある。	※ 国外で発生した大規模噴火を覚知し た場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間 程度で発表

※ 1 次の基準による

・その地震による最大震度が「震度 6 弱以上」→「震度 5 弱以上」を観測した市町村名を発表

・その地震による最大震度が「震度 5 強又は 5 弱」→「震度 4 以上」を観測した市町村名を発表

・その地震による最大震度が「震度 4 又は 3」→「震度 3 以上」を観測した市町村名を発表

(出所：気象庁地震津波業務規則)

(津波情報の種類と内容)【P. 526】

	情報の種類	情報の内容
津波 情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表

(津波情報の種類と内容)【P. 526】

	情報の種類	情報の内容
津波 情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）		津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）		沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表表		(削除)	
（※１）津波観測に関する情報の発表内容について - 沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 - 最大波の観測値については、<u>観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> （※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について - 沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 - 最大波の観測値及び推定値については、<u>観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり</u>					

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について - 沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 - 最大波の観測値については、<u>大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い</u>					
間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について - 沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 - 最大波の観測値及び推定値については、<u>沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、</u>					

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値はなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （後段略） ウ 略 （３） 略 （４）居住者等への情報伝達【P. 529】 （本文略） ア 災害情報の伝達 （本文略） （ア） 地震に関する情報_____ （イ） 津波警報等津波に関する情報_____ （ウ）から（エ） 略 （オ） その他__市民<u>及び</u>事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報 イ 略 （５） 略 （６）船舶への津波警報等の伝達【P. 534】 （本文略） （ア） 略	沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値はなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （後段略） ウ 略 （３） 略 （４）居住者等への情報伝達【P. 529】 （本文略） ア 災害情報の伝達 （本文略） （ア） 地震に関する情報<u>（津波地震や遠地地震を含む）</u> （イ） 津波警報等津波に関する情報<u>（火山噴火等による津波を含む）</u> （ウ）から（エ） 略 （オ） その他__市民__事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報 イ 略 （５） 略 （６）船舶への津波警報等の伝達【P. 534】 （本文略） （ア） 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行			修正案		
(イ) 姫路海上保安部は、在来船舶に対しては、 <u>巡視船艇</u> 、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、垂れ幕等により周知することとする。 (ウ) 略 (7) 被災情報等の収集 ア 略 イ 各部における調査事項及び報告系統【P. 535】			(イ) 姫路海上保安部は、在来船舶に対しては、 <u>船艇</u> 、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、垂れ幕等により周知することとする。 (ウ) 略 (7) 被災情報等の収集 ア 略 イ 各部における調査事項及び報告系統【P. 535】		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
略			略		
建設農林部	1 土木関係の被害調査 2 建築関係（住宅）の被害調査 3 農林・水産関係の被害調査 4 下水道施設の被害調査	建設農林総務班 ← 市民調査班 農林水産班 ← 市民市立施設民間施設	建設農林部	1 土木関係の被害調査 2 建築関係（住宅）の被害調査 3 農林・水産関係の被害調査 4 下水道施設の被害調査	建設農林総務班 ← 市民調査班 下水道班 ← 市民市立施設民間施設 農林水産班 ← 市民市立施設民間施設
救 護 部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班 —— 市民病院	救 護 部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班 —— 市民病院
教 育 部	教育関係施設の被害調査	各幼稚園 教育部庶務班 ← 各学校社会教育施設	教 育 部	教育関係施設の被害調査	各幼稚園 教育部庶務班 ← 各学校社会教育施設
西はりま 消防組合 相生消防署	1 救急救助に関する被害調査 2 火災に関する被害調査 3 行方不明に関する被害調査	相生消防班 —— 西はりま防本部消	西はりま 消防組合 相生消防署	1 救急救助に関する被害調査 2 火災に関する被害調査 3 行方不明に関する被害調査	相生消防署 —— 西はりま防本部消
ウ 略			ウ 略		
エ 被害状況の調査、報告の要領等【P. 537】			エ 被害状況の調査、報告の要領等【P. 537】		

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行						修正案					
文略						文略					
No	情 報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段	No	情 報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1 から 7 略						1 から 7 略					
8	ライフライン 情報	本部室	関西電力送配電(株)、 西日本電信電話(株)	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、 県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	8	ライフライン 情報	本部室	関西電力送配電(株)、 西日本電信電話(株)	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、 県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
		企画総務部 建設農林部	<u>上下水道課各係</u> _____	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、 県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）			企画総務部 建設農林部	<u>西播磨水道企業団</u> <u>下水道課</u>	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、 県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
9 から 1 5 略						9 から 1 5 略					
第 6 編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画） 第 4 章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第 4 節 避難対策等 1 略 2 取組み内容 （1）から（3） 略						第 6 編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画） 第 4 章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第 4 節 避難対策等 1 略 2 取組み内容 （1）から（3） 略					

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案																				
（４）避難指示の発令【P. 550】 アからイ 略 ウ 避難指示の解除 （ア） 避難指示の解除は、<u>大阪管区気象台</u>による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とす_____ることとする。 （イ） 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに兵庫県知事に報告する。 （ウ） 市民への周知の方法は、広報車、消防車、立看板、報道機関等の協力により、市民に充分周知できるようにする。 エ 略 （４） から（８） 略	（４）避難指示の発令【P. 550】 アからイ 略 ウ 避難指示の解除 （ア） 避難指示の解除は、<u>気象庁</u>_____による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、<u>十分に安全性の確認に努めることとする。</u> （イ） 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに兵庫県知事に報告する。 （ウ） 市民への周知の方法は、広報車、消防車、立看板、報道機関等の協力により、市民に充分周知できるようにする。 エ 略 （４） から（８） 略																				
第 6 章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 第 1 節略 第 2 節 防災訓練計画【P. 569】 1 実施主体	第 6 章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 第 1 節略 第 2 節 防災訓練計画【P. 569】 1 実施主体																				
<table><tr><td></td><td>担 当 班</td><td>項 目</td></tr><tr><td rowspan="4">市 担 当</td><td>防災班</td><td>1）市・防災関係機関における防災訓練の実施</td></tr><tr><td><u>建設農林総務班</u></td><td rowspan="3">（２）学校における津波防災訓練の実施</td></tr><tr><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td></tr></table>		担 当 班	項 目	市 担 当	防災班	1）市・防災関係機関における防災訓練の実施	<u>建設農林総務班</u>	（２）学校における津波防災訓練の実施	_____	_____	<table><tr><td></td><td>担 当 班</td><td>項 目</td></tr><tr><td rowspan="4">市 担 当</td><td>防災班</td><td>1）市・防災関係機関における防災訓練の実施</td></tr><tr><td><u>学校教育班</u></td><td rowspan="3">（２）学校における津波防災訓練の実施</td></tr><tr><td><u>市立学校班</u></td></tr><tr><td><u>市立幼稚園班</u></td></tr></table>		担 当 班	項 目	市 担 当	防災班	1）市・防災関係機関における防災訓練の実施	<u>学校教育班</u>	（２）学校における津波防災訓練の実施	<u>市立学校班</u>	<u>市立幼稚園班</u>
	担 当 班	項 目																			
市 担 当	防災班	1）市・防災関係機関における防災訓練の実施																			
	<u>建設農林総務班</u>	（２）学校における津波防災訓練の実施																			

	担 当 班	項 目																			
市 担 当	防災班	1）市・防災関係機関における防災訓練の実施																			
	<u>学校教育班</u>	（２）学校における津波防災訓練の実施																			
	<u>市立学校班</u>																				
	<u>市立幼稚園班</u>																				

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画） 第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 1 略 2 取組み内容 （1）内容 ア 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表 （本文略） （ア） 略 （イ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）【P.573】 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM 8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報 （ウ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM 7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM 7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報 イ 略	第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画） 第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 1 略 2 取組み内容 （1）内容 ア 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表 （本文略） （ア） 略 （イ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）【P.573】 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード 8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報 （ウ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード 7.0以上_8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報 イ 略

相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
(2) から (3) 略	(2) から (3) 略